

製作 大藏 貞

脚本 丸谷 剛

同 椎名 文

撮影 友成 達雄

監督 毛利 正樹

配役

大前田英五郎 若山富三郎

乾分岩松 舟橋 元

同 伊之吉 天城竜太郎

お町 魚住 純子

大場の久八 久保 春二

江戦屋虎五郎 高松 政雄

その他

梗概

大間々街道で、大前田英五郎の子分伊之吉と甲州無宿片目の仙三の喧嘩の仲裁に入ったのは大場の久八だった。彼は英五郎と江戸屋虎五郎の兄弟分の面を交す中立に行くところだった。伊之吉は三年前旅に出ていた。彼は久八と連れだって故郷に帰り、久しぶりに恋人「天狗屋」のお文に会った。彼女に代官の山岡甚太夫が横恋慕し、伊勢崎の親分團兵衛がそれを利用しようとした。山岡にお文と金を握らせ、英五郎に言いがりをつけ殴り込みをかければ、上州一帯の縄張りを手に入れるだろう。上州屋へ花会開催の

通知を持っていった英五郎一家の弥吉が帰途を團兵衛一家に襲われた。皆は激怒し、團兵衛一家へ殴り込みをかけようとするが、英五郎は花会の前だからと腰をあげなかった。花会で、團兵衛らは英五郎に喧嘩をしかけたが、彼は応じなかった。翌日代官所から呼び出しを受け、英五郎が単身出かける途中、片目の仙三ら團兵衛の子分が斬りつけてきたが追っ払った。しかし、その留守に、英五郎の賭場は喧嘩支度の團兵衛一家に襲われ、たたき壊された。天狗屋も襲われ、お文の父伝吉と英五郎の許婚お町が斬られ、お文は連れ去られた。伊之吉は知らせを受けて團兵衛の家へ忍び入り、お文を助けたしたが、追手をかけられ苦戦した。そこへ弟分の當が助人にきその場は彼に任して、伊之吉は逃げた……。翌朝、英五郎の家へ、團兵衛から早桶がとどけられた。中に無惨な常の死体——英五郎は二度と人を斬らぬという誓いを破って立ち上った。喧嘩状を團兵衛一家へつぎつけ、大前田一家は渡良瀬川の河原に陣取った。明六つの鐘と共に決闘が始った。そこへ山岡甚太夫が捕方を連れてきた。それへ、助勢に来ていた虎五郎一家が立ち向った。英五郎は團兵衛を斬り、更に虎五郎と斬り結ぶ甚太夫を斬り捨てた。——事件は八州取締役中山誠一郎の温情ある計いで無事収まった。悪代官山岡に死罪を申しつけたというふうにしたのだ。英五郎の許しを得、伊之吉はお文を連れて旅に出た。

(キネマ旬報昭和三十三年二月一日号)

この映画に対して報知新聞の映画記者であり、キネマ旬報同人の映画評論家深沢哲也氏は次の如く批評した。

二人の悪視分が、大前田英五郎の魂張りを横どりしようと思つて、代官と結託し、さんざんいやがらせをやる。それを、英五郎がじつところえて、腹の太いところを見せるのが、映画の中心になつてゐる。

英五郎の子分だけでも、悪視分一味は、けつこう手こずるのだから、真庭念流の使い手の大前田英五郎が乗り出したら、悪視分一味などは、忽ちベチャッコになつてしまはずだ。

しかし、それではドラマにならぬから、映画は、できるだけ英五郎をがまんさせる。彼は、可愛い自分を殺されても、自分の恋人がかどわかされても、賭場荒しをされても、じつところえる。そうして、おわりの二十分で、映画は、憤然と立ち上つた英五郎が、大チャンバラのあげく、悪玉一味を一掃するのを見せる。つまり、ありふれた講談ダネの映画で、話も古くさいし、演出も型通りの平板さ。

いわば英五郎の「度量」といったものを描こうとしたらしいが、悪玉の暴虐を英五郎がこらえねばならない理由が強く打ち出されていないので、見ようによつては、英五郎にがまんして貰わぬと、話がつづかない——という風にも受けとれる。(キネマ旬報昭和三十三年三月十五日号)

興業価値として「時代劇とはいへ、魅力のある話ではない。今少し工夫した内容なら、売りが易くもなるうが。」といわれた。

製作費の安い速成ものの映画を作つていた新東宝は昭和三十六年八月倒産した。同年十月、大映映画で製作される。

#### 題名「黒い三度笠」

監督	西山 正輝
脚本	浅井昭三郎
撮影	本田 平三
音楽	大森盛太郎
配役	
大前田英五郎	長谷川 一夫
固定忠治	水原 弘
おけい	近藤美恵子
おえん	宇治みさ子
お勝	月丘 夢路
飯岡の助五郎	上田吉二郎
その他	

#### 梗概

関八州のいたるところに出没、窮者の味方として刀をふるう謎の人物——人呼んで「黒い三度笠」。実は大前田英五郎だが、彼に異常な興味をもつたのが旅の女おけいと看

い旅籠、国定村の忠次である。英五郎は道中、捕方（捕方）に追われる新助を助けた。新助はもと飯岡一家で今は兇状持ち、彼は英五郎に自分の命を十兩で売りたいと申し出た。それで病気の恋人おえんを助けようというのだ。英五郎は新助の話のいろいろ聞くうち飯岡一味と悪代官渡合重兵衛の悪事を知った。そこに忠次とおけい（おけい）が唇合（唇合）させた。英五郎は忠次に新助を預け、おけいと共に十兩のお金をおえんに届けることにした。飯岡の宿に来た英五郎は、おえんが偶然にも彼を待つ掛け茶屋のお勝のもとで働いていることを知った。お勝は英五郎を慕ったこともあったが、今は亡夫の忘れがたみお美代と暮らしていた。しかし、おえんは病気を治すため飯岡助五郎の手先になっていた。英五郎は彼女の不実を怒ると、お勝は、新助の命乞いのため手先になっていたのだと説明した。一方、助五郎は、黒い三度笠とお勝が知り合いだと知ると、お勝に英五郎をおびき出させることを強制し、人質にしお美代を馬小屋に押し込めた。わが子可愛さにお勝は英五郎を呼び出し、すぐ思い返したが、英五郎は飯岡一味に包囲されてしまった。英五郎と旧知の子供太郎吉に事の真相を伝えさせるお勝。話を聞いた英五郎は、お美代を連れ出そうと包囲を切りぬけ馬小屋へ。しかし、馬小屋は煙火（煙火）をもった人の輪に包囲されていた。折から、おけいの案内で飯岡へ来た忠次と新助は、太郎吉から英五郎の危険を知って駆けつけたが、時おそく

火が火矢代りに次々と馬小屋に投げ入れられ、小屋は紅蓮（紅蓮）の炎と化していた。……それを心地よげに眺めていた渡合重五郎たちの前へ、忽然と現れたのは黒い三度笠だった。英五郎の正義の長ドス斬走った。忠次も張り切って暴れまくった。次の朝、一同に見送られてまた何処へ行くのか黒い三度笠は街道の朝霧に消えていった。（大映スコープ、アダプツカラー）

（キネマ旬報昭和三十六年十月十五日号）

この作品は題名に新しさがあがり、スリラー調な仕上りに見るべきものがあつた。英五郎を演じた長谷川一夫はわが国の代表的スター。昭和二年「稚児の剣法」でデビュー。代表作に「或る夜の殿様」「源氏物語」。これ以後現在まで英五郎は映画化されていない。

おわりに

わが国で映画が製作されて以来の脇で登場した作品も含めて大前田英五郎を描いた作品をあげてきた。英五郎のもつ虚像が映画の中でどのように描かれ、どのように位置づけられ変化してきたか、梗概、批評等をお読みいただければおわかりいただけると思う。映画の英五郎は英の字がすべて英になつていった。

大前田英五郎は日本一の俠客といわれながら映画ではついにベストテンに入賞することはなかった。しかしながら映画史にのこる名優尾上松之助、阪東妻三郎、長谷川一夫、市川

右太衛門、大河内伝次郎等がそれぞれ演じ、個性的な演技を披露したことは充分記憶されてよい。今後日本映画に再び描かれるか、否かはかるがしく断定できないが、これからの映画製作のあり方、観客の動向等から描かれる対象としてかなり困難ではなからうかと思える。

(この章ではもっとも信頼できるものとして雑誌「キネマ旬報」を根本資料としているが、同誌のほか「映画史料」「日本映画発達史全四巻」「スター名鑑」当時のプログラム等を参考にした。本文中引用した梗概(略筋)はすべて「キネマ旬報」により、文章も前時代的なものがあつたが、あえてなおさずそのままにした。年次のところへは、本県出身で映画史にのこる影響を与えたスターの動静や出演した作品を挿入した。映画作品はすべて調査したつもりである、遺漏などあれば今後の調査に待ちたい。)

### 浪曲よりみた大前田栄五郎

#### 一

浪曲は大別すると、義士伝、仁侠もの、軍国美談、ホーム・ドラマ、文芸ものなどに分けられる。代表的なものは桃中軒雲右衛門や、吉田奈良丸他の「義士銘々伝」、玉川勝太郎の「天保水滸伝」、広沢虎造の「清水の次郎長」、京山小内

の「乃木将軍」、寿々木米若の「佐渡情話」三門博の「唄入り観音経」などがある。浪曲が全国的な規模で発展するようになったのは、桃中軒雲右衛門の功績だといわれている。金屏風を背に、紋付羽織を着込み、舞台の中央に立脚の演台を置いて口演する。劇場芸のスタイルを創造した。「祭文」や「ちよんがれ」のリズムに詞曲などを加味し講談の内容を浪曲に持込んだ。

雲右衛門は、常陸国結城(茨城県)の在に生まれた、という説と群馬県伊勢崎説とある。(『日本浪曲史』正岡啓)、余談であるが、亡くなった私の祖母によると雲右衛門は全盛時代芸者を引きつれて、人力車で勢多郡木瀬村上増田(前橋市)にある父の墓へお参りに来たといひ上増田の生れだといっていた。また新田郡藪塚本町に妻がいて子供は浪曲家にならなかつたということ聞いたが、伊勢崎、上増田、藪塚と考えてくるとき祖母からの記憶であるため軽々しく断定できないが、吉川小繁と芸名でよんでいたころ語つた祭文は「上州祭文」が主であつたともいわれることから私にはどうも伊勢崎説が本当のように思えてならない。折があつたら調査してみたい。

#### 二

浪曲に出てくるやくざは、自分自身の不運を「どうせ」とか「ままよ」という自嘲と自虐のこぼれで、理由づけようとする。この自嘲から身の不幸や運命を悲しんだり、怒ったり

する代りに自分の馬鹿について自分を罰する。ましてや「兎  
持ち」には人生の深い悲しみをじつと耐え忍ぶ苦しみがは  
なれない。堅気の人間にひげ目があり、このひげ目は同時に  
この世の悲しみをぐっと支える潜在意識なのである。一例を  
引こう。

「どうせ俺等（が）にやつき廻らう、関所破りの兎状がやがて物言う  
時が来る、お母ね者のこの忠治……お世話頂くこの御恩、  
その上金まで頂いちゃ、この身に罰があたります。（一人

情月の夜壱）（秩父重剛）  
それに運命主義と因果、因縁がある。

「何の因果かやくざ者、斬った張ったで日を送る、渡世仁義  
の賽ころ暮し、遂には育ての親を刀にかける破目となり  
（赤城の子守歌）

因果論は仏教を通じて昔から広く民衆に浸透している。不  
幸の中にだけ人間の真実さ、美しさを見ようとする日本人の  
運命感に浪曲はびつたりくるものなのである。それを支え  
る大きなものにあの独特の節まわしがある。作家尾崎士郎は  
浪曲愛好家として知られているが、「酔中一家言」（三十一  
年刊）で「浪花節のもつ庶民性は低俗な感情のリズムを失わ  
ないところに、本格的な意義を示すものであり、民主主義や  
共産主義の政治的宣伝にはまったく用をなさぬ娯楽的本能だ  
けが身上なのである。」さらに続けて「庶民の愛好するのは、  
浪花節の物語や文章ではなく、彼等の感情に訴えるリズムで

ある。」といっている。「思想の科学」（昭和三十四年十二  
月号）でやはりこのリズムのことを大衆芸能研究家小川春香  
も「彼らをひきつけるものは浪曲の内容よりもむしろその  
節まわし。すなわちリズムであり、メロデーである。」  
と述べているように浪曲のリズムはわが国独特の音曲なので  
ある。

### 三

大前田栄五郎の浪曲は、木村重勝の弟子、木村重正がもつ  
とも得意とした。前名を重子といった。ぶ男で、声がしゃが  
れていて、文句もかなり適当であり、おまけに敵であったと  
いう。しかしそういう中にも愛嬌があり、しゃがれた声の中  
に悲哀感が満ち溢れていたといわれる。重子時代の一體のお  
千代などは、本格的な語り口だったといわれた。重正の歌  
詞がいかに適当であったか例を引こう。

「火の車つくる大工はなけれども、我がつくって我がのる、  
石川島出身の小川他吉郎彦查が、ビストル強盗神隠しの賊  
そのほか、通称全く国定忠治、とか、旅のつかれでアッコ  
が痛い、など、また語りかけて「雲右衛門さんは巧かったね  
え」などと吹いたという。明治から大正初期への浪花節のや  
や卑俗なところを身につけてたといえよう。それがまた魅力  
となつて愛してやらずにおかない田舎のおじさんという表現  
が重正に適切であったという。この他お得意な演題は「相馬  
大作」「国定忠治」など（『日本浪曲史』正岡啓）大前田栄

五郎はどんな文句であるかのこつていないのが残念であるが、おそらく講談や小説、映画などにいくたびも使われた筋やその中の一挿話であると充分推察できよう。木村重正は正岡容の詩に出てくる。

亡き重松の低唱微吟

ときに夜空に花火玉の砕くるがごと

鉄火に一とふし張上げしことよ

腕の重正 霜枯れし うらぶれし

本所うら街のランソの灯影を

世にもマザマザと見せ付けて呉れしことよ

初代小柳丸が暗き面輪よ惨しき節よ

### 流行歌のなかから

日本的センチメンタリズムを股旅漫世の旅人に託して歌うのは、大衆にアピールする流行歌の重大な要素のひとつである。彼等股旅人は正常な——というよりは往々にして封建的——ということであるが——社会生活から逃げ出し、社会人としての名譽を捨てることによって自由を獲得した渾中といえよう。

日本が軍国調になっていった時代に人々ははげ口のない氣持を流行歌に求めた。そういうなかで上州の俠客はまさに下

ル箱的存在であった。

#### 「赤城の子守唄」

泣くなよしよしねんねしな

山の鶴が啼いたとて

泣いちゃいけないねんねしな

泣けば鶴が又さわぐ

坊や男児（おとこ）だねんねしな

親がないとて泣くものか

お月様さえ只ひとり

泣かずにいるからねんねしな

そうだよよしよしねんねしな

坊やのとうさんどこいった

聞くのじゃないよねんねしな

三年習も泣いている

にっこり笑ってねんねしな

山の土座に何をやろ

どうせやくざな犬張子

貰ってやるからねんねしな

松竹映画主題歌。俠客ものが流行歌にとりあげられて大ヒットとなった最初のものといわれた。昭和九年二月東海林太郎がボリドール入社一カ月後に出した作品。この時代は「エロ、グロ、ナンセンス」ということがよく使われ一般大衆は流行歌に心のうさを晴らしていた。作詞者佐藤惣之助は萩原朔太郎の妹愛子の夫。佐藤の歌は「一杯機嫌で書き、きわめてナンセンスで言葉を通るとおおむね支離滅裂だが大衆の心を捉えそうな文句を調子よく綴ってゆくことにある。」（『唄の自伝』西条八十）といわれた。この歌はまた「博徒が不安におびえながら、肉親愛にすがりつく哀調」（『音楽明治百年史』堀内敏三）ともいわれた。

昭和十三年「赤城しぐれ」が流行した。

赤城しぐれ

月は雲間に

赤城はしぐれ

恋に嘆きの峠を越せば

泣いてくれるか

泣いてくれるかはぐれ鳥

きのう追分

あしたは越路

風が身に認む俤い旅路

第六節 小沢栄五郎の成長

末は落葉の吹きさらし  
末は落葉の吹きさらし  
捨てた故郷

いとしの影を  
呼べば木の間の木魂と消えて

またも一雨  
またも一雨小夜時雨

作曲竹岡信幸、歌手霧島昇、作詞者久保田宵二は伊勢崎市出身、昭和期の代表的歌謡詩人。昭和十三年といえど支那事實が泥沼の様相を呈し、いよいよ抜きさしならぬものになっていった。この歌はある特定の人間を歌ったものではないが赤城山にひっかけて上州のやくざを歌ったものである。「他愛ないやくざの世界ではあるが、その命をかけた男の心境が戦争という非常の世界を生きる者に共感をよんだのであった。」（『群馬県源流史』萩原進）というのも適切な評である。

昭和十四年固定忠治が映画に劇にもてはやされた時代の歌に「名月赤城山」がある。

名月赤城山

男ごころに 男がほれて

柳が鳴いてく 赤城山

一四三

澄んだ夜空に まんまる月夜  
今宵横笛 誰が吹く

しのぶ浮世は 山また山の  
はるかまたたく 星あかり  
虫の泣く音を さびしく聞けば  
いつか夜更けて 露が散る

渡る雁がね みだれて啼いて  
明日はいずこの ねぐらやら  
心しみじみ 吹く横笛に  
またもさわぐか 夜半の風

作詞矢島龍児、作曲菊地博、歌手東海林太郎は今もこの歌を歌いつづけているが、忠治の哀愁の一面を表現して、曲のない旅人の姿をよくとらえている。

日本の流行歌の中には現在でも普通名詞でいちばん多いのは「涙」であり、動詞でいちばん使われるのは「泣く」であり、形容詞では「可愛い」というのを除くと「悲しい」「切ない」「なつかしい」「さびしい」がいちばん多いといわれている。

戦後もしばらくやくさものの歌が流行した一時期があったが、世の中が落ち着くにつれてそれも去った。昭和三十六年

大前田栄五郎が流行歌に登場する。この時期は文字の世界で松本清張によって黒いブームが起き、それにつれて映画でも黒い題名を冠するものが生れた。大映映画の「黒い試走車」東宝映画の「黒い画集」などのそれである。この年大映映画で大前田栄五郎を主人公にした「黒い三度笠」が製作され、同題の主題歌がつくられ流行した。

#### 黒い三度笠

朝霧の中に浮かぶ男

黒い三度笠

ただひとり今日もゆく

露に濡れてる

山路ふみわけ

さすらいの果てに

夢を求めて

たそがれの中に

消える男

黒い三度笠

ただひとり

消えてゆく

愛とやすらぎに

命を賭けて

さすらいの影よ  
明日はいずこへ

作詞は異色のテレビタレントであり参議院議員になった青島幸男、作曲は万国博の歌などを作曲した中村八大、歌手は「黒い花びら」の水原弘である。ここでの榮五郎は風に吹かれて流れていくような旅鳥でなく、愛とやすらぎを求めていずこへともなくさすらっていく旅人である。そこにこの歌の

戦前の股旅ものになかった斬らしいものがあるといえようか。

日本人は自然と人生を同一にみる態度とならんで人生を旅にたとえている。「人生の旅」とか「世の旅路」というたぐいであろう。多くの文学作品の中でも人生のはかなさ、あるいは流転の相を旅人の中にうつそうとしているのである。大前田栄五郎も流転歌でヒットを飛ばした。

## 第七節 樹の会——現在活躍中の句会——

昭和三十四年七月四日に宮城小学校長（小林榮作氏）

を顧問として、志田賢尚等の小学校教師を中心に赤峰句会が発会した。その後昭和四十一年一月十二日、上野丑之助氏を代表者にして「赤峯句会」を「樹の会」に改称し現在に至る。この会は金子兜太、原子公平等の現代俳句の担い手たちの相つぐ来村を機会として、従来の花鳥諷詠的なものから、人間を主体とした最短定型詩としての俳句の可能性を追求する態度の確立を表明したものである。

来村の著名作家と作品

昭和四十年 湯の沢来遊 やまびこ主宰 吉田未灰

枯木らにいのち僕らに燃えるもの

唾吐いて冬のこだまを沼に聴く

昭和四十六年 高原センチター 海程秋同人 原子公平

北向きに青田滴る表の自画像

胡桃撃つ風の矢じりの群馬の火蛾

昭和四十一年 湯の沢来遊 海程主宰 金子兜太

霧に杉材若きカヌーのごと切られ

赤城あかまつ陽はまん丸く子供背に

森の視線

苗ヶ島 上野丑之助

木の実搗く森の石皿あばた面  
 軟着の月の出を待つ狩人達  
 あじさいの七色仮面変化の村  
 子の画いた厝の鬼の角は赤  
 風の振子が紙をたたいて泣く故郷  
 紅耳がひらひら町へ商糸垂れ  
 俺の田の蛙満籠飾あげよ  
 あけび口あける人生昼を過ぎ  
 森の視線が山彦母をかえしに米  
 ジャズの寺空が受身の水夷すゝる

(海程同人)

村の視力

市之関 小堀 葵(守)

脚ながい森番の彼奴馬亡び  
 霧の衰が明く北側梯子忘れられ  
 風が盗んだ光り森の中のみそびの沼  
 音の部落で馬籍にのらぬ馬を飼う  
 播種はじまる父ら胃のような沼を持ち  
 捨てられた日に光りの少年群れ

面ばかり売れる吃りの村の祭礼  
 森を喪なう没日は祖母の血の暗さ  
 落日を撃つ草喰いの仲間はずれ  
 墓地のさくらで馴らされている村の視力

(現代俳句作家協会員 海程同人)

農 婦

苗ヶ島 阿久沢嘉十(嘉重郎)

青梅の夜へ醜化す農夫婦  
 耳に入りくる稔る明るさの応接間  
 椀色の風へ農夫の鼓膜鳴る  
 布を買う農婦女となる冬へ  
 しんしんと孤独は夜え冷えたがる  
 渾へぬかづく一族秋の野登となり  
 綿菓子のお徳鎮守は遠き景  
 齒を掻く妻え対話の音楽める  
 風を飼う青きもろこし舞発つ  
 霧の手型で濡れる青田を闇が喰う

児の目

苗ヶ島 前原 徹太

農多忙土の匂いでつつじ咲く

深き霧櫃の高さは目で追わず  
桶を刈る夕餉の煙地を這わせ  
台風過ぎ長間へ不逞の木犀ら  
身を細め紅葉孤独の岩に立つ  
せんだんの一輪咲きて月下弦  
夜もすがら非おとぎの不協和音  
子の示す喪章は木枯との対話  
早咲きのコスモス一輪兎の忌日  
下駄の音一と際高し師走の温泉

輪 血

鼻毛石 六本木

喬(高)

真昼の翳病むごと花を漂白す  
尖る心音門秋の風酸ばらまく  
水色の死者吹かれくる白い地波  
青年幽くコンベヤ空へ明るい輪血  
放蕩のごと枯れ葉来て水面の詩  
塩の砂漠で逢うため雨の旅つづく  
まつかな手風がいじめて朝濯ぎ  
エレキの衆クライマツク冬溶かす  
空で消死の鳥のだみ声仮眠覚む  
梅雨の村の暗らさへ声帯這わせる川

君 嫁 ぐ

大前田 五百部石心(正)

たら芽ぶく疾風を孤兎の如く耐え  
秋を連れ去るハイカー溪谷の風となり  
風の秋ひよ／＼と居て籍せまる  
飯にならない木の葉の辞令秋が渡す  
君嫁ぐ深海のごと冬が来て  
月に怯える霧氷沈黙の影となり  
葉ざくら期兎が呼ぶような星流る  
兎の忌来て冬の重さの森こわす  
椿落つ破船のゆらぎへ過去を置き  
星が駭者の人生うらなりに春満てり  
月より白いさんま

鼻毛石 山崎 子甲

むらさきの露地入り主婦の秋に逢う  
湯舟明るい台風の夜のかたり  
月より白い秋山魚商う母の忌日  
下駄作る朝の道化の落葉たち  
出稼ぎの寒燈の責め妻が負い  
木枯の風ぎの温みの田を嫁来る

陽炎の貌も出稼ぎの農夫帰る  
灯を求む想いめぐらし蛾のごとく  
あじさいの花の光け持ち妻強く  
蠅の翼下で灰色の昼下りの魚市場

## 暖房音

苗ヶ島 井上 湖子(良男)

農夫の死冬田へ傾ぎ置く花輪  
忙助の芯ほどの明るき電話置く  
暖房音きつちり育つ花芽の声  
銃放つ利那を凍る露がありし  
海辺旅行ふよ／＼な月尾いてくる  
劉げた鏡の中の祖先と祭囃子  
アリラン歌海底のように独房昏れ  
雲の私語一本の轍いのち映え  
青いのが栗無数にひそみ妻の眠り  
採石夫化石となつて谷の緑

## ○ 中村 城南

明治二十六年一月二十五日に大前田に生る。中央大学卒業し、通信省に入り、朝鮮平壤の簡易保険局長となつた。俳句は臼田亜浪に学び、石楠に発表した。終戦後郷

里に引揚げ、農業に従事し、門弟の指導に努めた。

## 終戦吟

桑の実の昔日の味なかりけり  
元旦や戸籍ばかりの顔並び  
掌の螢竹に移りてより光る

## 辞世

為し終えて秋天に拳(こぶし)つきあげる  
赤とんぼ八十路は遠きものかしら

昭和四十三年九月病没七十八才。大前田の諏訪神社境内に門弟が句碑をたてた。

獅子舞は昔ながらの村祭

城南



## 第九章 宮城の神と仏

第一節 宮城村の神社

第二節 宮城村の寺院と教会

第三節 その他の信仰

## 第一節 宮城村の神社

## 一 現在の神社

昭和十五年の群馬縣神社概覽では、縣社一社、村社六社、合

わせて七社が宮城村の神社として載せられている。

社格	社名	祭神	鎮座地	例祭日	幣帛料
縣社	赤城神社	大己貴命、豊城入彦命	三夜沢 境内 一四、三四七	五月 五日	指定
村社	八幡神社	菅田 別命	鼻毛石 鼻石 一三二	十月 十五日	指定
村社	住吉神社	大海津見命	市之関 住吉 六六五	十月 十九日	指定
村社	諏訪神社	健甕名方命	柏倉 甲諏訪 一〇二三	十月 十七日	指定
村社	稲荷神社	宇迦之御魂神、大山津見神、火雷神	馬場 小太郎 二九の一	十月 十九日	指定
村社	苗ヶ嶋神社	瓊々杵命、大山彦命、伊弉諾命、伊弉册命、菊理姫命	苗ヶ嶋 杉ノ下 一〇八八	十月 十九日	指定
村社	諏訪神社	健甕名方命	大前田 諏訪 八一四	十月 十七日	指定

(群馬縣神社概覽、昭和十五年、学務部社寺兵事課)

## 二 神社の歴史

神社の歴史は、縁起類、神社誌によれば、「創立年代不詳と

雖蓋崇神天皇の御宇とす、天皇の皇子豊城入彦命大命を奉じ東

國を被撫す此時天下撥横大に行はる天皇憂懼乃ち大己貴命を奉祀し且天神地祇を祭る。命聖旨の在る所を祭し地を赤城山の南麓なる此処に相し駕く大己貴命を齊祀す」のように創立を遠く上代の頃と伝えるもの(赤城神社大正五年御大札記念)。「祭神は建御名方命、長野縣諏訪市の諏訪神社から明応二年(西暦一四九三)に分祀したと伝えられている。もと本社地には諏訪神社勧請の時に地主神として祀られた神の社があつて、そこに諏訪神社が建てられたのである。」(柏倉、諏訪神社(諏訪神社由緒記))のように古くから信仰していた社地に他縣にある古名社を勧請してきて村の鎮守としたものもある。

大前田の諏訪神社も柏倉の場合と似ている。応永十年(西暦一四〇三)に猿田彦命(土徳神)倉桶魂命(五穀神)を祀る社を建てて祀つたが、寛文五年(西暦一六六五)下諏訪長野縣諏訪市の諏訪神社より分祀して諏訪神社を祀る(由緒書)というのである。

「建久元年(西暦一一九〇)創立シ後數々改造スト、社号ハ白山神社ト称シ米リシヲ明治十年(西暦一八七七)他社ヲ台祭シテ今ノ名トス。本村産土神社ト称スルハ旧三ヶ所ニアリテ当社ヲ東ノ鎮守ト号シ中、西、同シタ氏子ヲ分ケテ奉祭スル事幾百年、然ルニ明治十年台祭シテ苗ヶ島神社ト号ス。」(明治十六年神社取調)苗ヶ島の苗ヶ島神社は、大字内のそれぞれの鎮守が合併されて社名を変更して、現在のものになったのである。

明治十年頃から明治の末にかけては、國の神社行政により、神社の統合祭がすすめられた。そのとき社名が消えた神社が

多いのだが、それらの神社にもそれぞれの創立由緒があつた。「創立享祿戊子年九月(西暦一五二八)宮城村大字三夜沢村鎮座赤城神社ヨリ松村左衛門ノ神願ニ依リテ分社勧請ス大己貴命ヲ始テ爰ニ祀リシト云。」(柏倉、近戸神社(古社取調帳))のように三夜沢赤城神社と関係の深いものもある。

このように、各神社それぞれの由緒を持って祀られてきたのであるが、その歩みは柏倉の諏訪神社の由緒記(石碑、諏訪神社由緒記)で知ることができる。

#### 柏倉 諏訪神社由緒記

柏倉の諏訪神社は群馬縣勢多郡宮城村大字柏倉字甲諏訪一〇二三番地に鎮座し、柏倉の地域の総鎮守である。祭神は建御名方命、長野縣諏訪神社から明応二年(西暦一四九三)に分祀したと伝えられている。

もと本社地には諏訪神社勧請の時に地主神として祀られた神の社があつて、そこに諏訪神社が建てられたのである。今でも本社境内に地主神を祀る社があり、諏訪神とは関係のない鎌倉時代の御正体が秘藏されている。

永祿九年(西暦一五六六)既橋(現前橋)城主北条丹後守高広が柏倉村内の諏訪免老貫文の地等を、三夜沢の赤城神社に寄進している。この諏訪免は本社に關係あるものと見られるので、その頃には既に諏訪神社は鎮座していたのである。

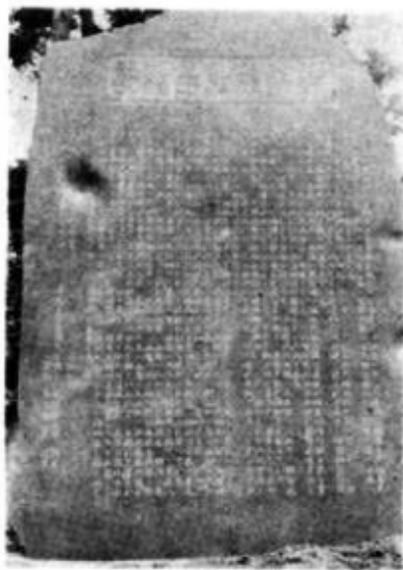
中世には本地垂迹説による信仰が流行した。平安時代の始頃(九世紀)に起り、明治元年(西暦一八六八)に神仏分離

の命令が出るまで続き、其間寺院が神社を支配していた。そこで神社に仏像を神体として祀るようになり、それを本地仏と言った。御正体とはこの本地仏を懸仏としてあらわしたものである。慶長二年七月十九日の奉納で「上野国勢多郡柏倉諏訪大明神御正体也。」と記されたものが二面現在している。なほ、この御正体「各百姓中」とあつて村人たちの奉納であることが注目されている。また、本社のお別当寺は天台宗東昌寺であつた。

明治維新以後、神仏分離によつて神社は寺院から独立をし、宗教から脱し、祭政一致という政治政策によつて國家に統制された。明治十年（西曆一八七七）八月四日には柏倉村地内の二十二の社を本社境内に移転した。当時氏子數一〇九戸、明治四十年（西曆一九〇七）八月十三日には、柏倉村互戸神社（祭神大己貴神）を合祀した。当時氏子數一三四戸。

大正六年（西曆一九一七）には村社の社格の指定を受けた。終戦後、神社は宗教であるとして國家統制からはずされたが、社格の制度を廃止されて現在に至つてゐる。

本社殿は寛永元年（西曆一六二四）延宝八年（西曆一六八〇）の再興を経て、文政八年（西曆一八二五）に再建された。これに慶応元年（西曆一八六五）に御饗會、明治二年（西曆一八六九）に神楽殿が加えられた。大正三年（西曆一九一四）には本殿を改築、幣殿を新築し、旧本殿の上屋を拝殿とした。昭和三十七年（西曆一九六二）社殿改築の議が起



諏訪神社由来記の碑

り、終戦以来既に二十年、大正三年の修築より半世紀を経てゐるので、本殿に上屋をかけ、拝殿及び幣殿を改築することになり、四十年十一月二十七日落成した。氏子三百八十七戸の寄進によつたものである。まことに敬神崇祖、根本反始の美事と云うべきである。

和のあるところに生産があり、教育がある、自ら道徳が行なわれる。神の嘉し給う地である。神は永遠に柏倉に住む人々の生活の中心にあるであらう。

紀元二千六百二十六年

昭和四十一年七月二十七日

## 三 明治初年の神社

慶応三年（西暦一八六七）徳川慶喜の大政奉還によって江戸時代が終わった。

武家政治に代わる新しい政治が始まると千有餘年続いていた神社と寺院の制度の上に大きな変化が生じた。

六世紀の初め日本に伝来してきた仏教は、日本古来の信仰の神と結びつき、日本の神は仏教の諸仏が化したという本地垂迹説を説き神仏習合の信仰を生んだ。

神社の境内に寺を建てて神宮寺、寺の境内に地主神として祀られ寺の鎮守となった神社といった形となっていた。

三夜沢赤城神社には神光寺（西宮関係）と竜赤寺（東宮関係）という二つの神宮寺があった。また、年代記とよばれる社家に伝わる記録によると、応永十三年（西暦一四〇六）「東社地蔵一千昧、西社虚空蔵千手観音五百昧ツツ当国邑栗郡庄司寄進」とあり、数多くの仏像を安置したことがある。

江戸時代国学が勃興し「惟神の道」が説かれると、神仏の習合を非難し、日本古来の神道を主張する学者が出てきた。本居宣長、平田篤胤といった国学者である。特に平田派の人たちの考えは、明治維新の指導理念に大きな影響を与えていた。

彼らは「幕府を倒し、天皇親政に立ちかえらせる。仏教とい

う外国の宗教によって汚された、政治、宗教を、大むかしの神道をもとにした祭政一致の制にもどす」という考えを打ちだした。王制復古である。

神社行政はこの考えにもとづき、次々と太政官布告という形で出されてくる。

明治元年 祭政一致の制ニ復シ天トノ諸神社ヲ神祇官ニ属ス（明治元年三月十三日太政官布告）

明治元年 神仏混用ヲ禁ス（明治元年三月二十八日太政官布告）

明治二年 神祇官官制改定（明治二年七月）

明治四年 社寺領上地ニ関スル件（明治四年正月五日太政官布告）

明治四年 大小神社氏子取調之件（明治四年七月四日太政官布告）

同 大小神社氏子守札ニ関スル件（明治四年七月四日太政官布告）

同 郷社定則（明治四年七月四日太政官布告）

同 神祇官ヲ神祇省ト改ム

## 四日太政官布告

明治六年 官幣諸官祭執行ニ関スル件（明治六年二月十五

## 日太政官布告

同 氏子守札中止ニ関スル件（明治六年六月十四日

## 太政官布告

同 神社改正規則（明治六年十二月二十五日太政官

## 布告

明治七年 官社定額官費支給ニ関スル件（明治七年五月三

## 日太政官布告

明治八年 官幣神社祭式（明治八年四月十三日式部寮

## 連）

同 府県社以下神社祭式（明治八年八月十三日教部

## 省達）

明治十四年 社寺総代人選挙並権限等ニ関スル件（明治十四

## 年七月二十一日内務省達）

明治十五年 町村分合等ニヨル氏子区域変更ノ件（明治十五

## 年五月一日内務省達乙第七号）

等の太政官布告や内務省達類が出された。

これを受けて各府県で具体的な神社行政が推し進められてい

った。

明治初年の神社のようすを苗ヶ島を例として取り上げてみ

る。神社仏堂除地書上帳（明治二年十二月）によれば、村持の神

社として次の十四社である。

白山大神（東宮、西宮）日枝大神、火雷神社、宇氣茂知神、

須佐之男大神、天満宮、愛宕大神、大山祇神、八幡大神（東、

西）大山祇宮、大通電、道祖神。

なお、宇氣茂知神（辰五郎）同（徳三郎）赤城神社（弥七）

日枝神社（嘉与治）の四社は個人持の社である。

また、仏堂には金剛寺、十王堂（金剛寺）薬師堂（新屋敷

組）地藏仏（七太郎）観音石宮（仁重郎）薬師石仏（西組中）

同（伝八）如意輪観音（徳三郎）薬師仏（弥七）ビンスル石宮

（半二郎）地藏仏（親治郎）観音石宮（辰次郎）薬師仏（岩

八）馬頭観音（惣太郎）十一面観音（西組中）薬師仏（金剛

寺）の十六か所が書き上げられ、神社にくらべて個人持ちの多

いのが目立っている。

明治三年正月には「社堂地書上帳」がある。白山大神（東、

西）日枝大神、火雷神社、宇氣茂知神、須佐之男大神、愛宕大

神、天神宮、大山祇神、八幡大神（東、西）赤城神社、日枝神

社、道祖神が上げられているが、寺院の方は、「寺地一反一畝

五歩」「石境内地此外除地無御座候」と書かれているだけであ

る。

この書類の末尾に

右者此度御札ニ付社寺境内地取調奉差上候旭相違無御座候

とあるが、明治二年の十二月の差出しでは堂地を持っていた仏

堂が金剛寺ただ一つになっていた。

つづいて明治三年には

○明治三年午二月 上州勢多郡苗ヶ島村

社寺書上帳

名主 東宮 佐七

苗ヶ島村

一、社家

無御座候

一、白山大神

一、日枝大神

一、白山大神

一、火雷神社

一、天神宮

一、五ヶ所

一、山城国醍醐報知院末直言宗 金剛寺

無住ニ御座候

メ 卷ヶ寺

右之通取調奉差上候外一切無御座候以上

上野国勢多郡苗ヶ島村百姓代 保 左 治

明治三年二月 組頭 十郎 次

名主 佐 七

御 役 所

○明治三年午 上州勢多郡苗ヶ島村

官幣

社地御調ニ付書上帳

十月

御支配所

上州勢多郡苗ヶ島村

一、此度官幣神社御改ニ付取調候処往昔より

右之社地無御座候

村頭守

一、白山大神 社地 八畝歩

祭神 桑ヶ雲命

同断

一、日枝大神 社地 三畝歩

祭神 大山咋命

同断

一、白山大神 社地 七畝歩

祭神 伊弉册命

小祠

一、火雷神社 社地 九畝歩

小祠

一、天神宮 社地 八畝歩

祭神 菅原神

メ 五社 村持

右五社之外神社一切無御座候

別当社家無御座候 以上

名主 佐 七

右村百姓代 保 左 治

明治三年午十月

組頭 米次郎  
名主 佐七

佐野

御役所

○明治三庚午年十二月 苗ヶ島村

神社境内外除地取調書上帳

名主 東宮 佐七

御支配所 上州勢多郡苗ヶ島村

鎮守

一、白山大神 社地境内 八畝歩

同断

一、日枝大神 同 三畝歩

同断

一、白山大神 同 七畝歩

小祠

一、火雷神社 同 九畝歩

一、天神宮 同 八畝歩

五社

右社境内之外除地一切無御座候

今般御調ニ付奉書上候 以上

明治三年庚午十二月 右村百姓代 東宮保左衛

組頭 星野米二郎

名主 東宮 佐七

佐野民事 御役所

○明治三年午十二月

神社取調書上帳

上野国勢多郡苗ヶ島村

御支配所 上野国勢多郡苗ヶ島村

鎮守

一、白山神社 祭神 迦々雲命

一、宮間敷 本注間口三尺奥行三尺高サ八尺  
但御拝付たらし戸扉板敷

勘請年号之儀者何年か相分り不申候

一、サヤ 間口二間奥行三間半高サ一丈八尺  
屋根敷

一、拝殿 間口五間奥行二間高サ一丈三尺  
但拝殿より鳥居迄二十間屋根敷

一、石鳥居 二間六尺 高サ八尺五寸

一、祭日 三月十五日 大祭者 九月九日

一、社地 八畝歩 但御除地 南北 二四間  
東西 一四間

末社

一、稲荷神社 石宮 横堅 一尺五寸  
祭神 宇氣茂知神

一、河内神社 祭神 旧鴨無御座候

一、稲荷神社 石宮 横堅 一尺三寸

一、稲荷神社 石宮 横堅 一尺三寸

一、愛宕神社 石宮 横堅 一尺二寸

一、愛宕神社 石宮 横堅 一尺二寸

祭神 愛宕大神

一、大國主神 一体一面石広サ二尺五寸

一、社日祭神 一体五角之石ニホリ付有之候  
遺宮之儀モ三社鎮守之儀南向ニ面御座候

村方氏子普請ニ御座候

一、鎮守祭祀之儀者三氣赤城神社神主奈良原清志兼勤

### 鎮守

一、日枝神社

祭神 大山咋命

一、飯殿 宮間敷本社間口三尺奥行三尺高十八尺

勸請年号何年カ相分リ不申候

一、上屋 間口二間奥行三間高サ一丈八尺カヤフキ

一、拝殿 間口五間奥行二間 但拝殿より石鳥居路上一間三尺

一、石鳥居 堅六尺五寸柱メグリ二尺九寸高サ九尺

一、祭日 三月十五日 大祭 九月十九日

一、社地 三畝 南北十四間 東西十一間

一、燈塔神 石宮一尺八寸角 祭神相不知

一、稲荷石宮 横六寸 祭神 宇氣茂知神

### 鎮守

一、白山神社 祭神 伊邪那美命

一、宮間敷 本社間口三尺奥行三尺高サ八尺  
勸請年号何年カ相分リ不申候

一、サヤ 間口二間半奥行二間高サ一丈八尺 横根カヤフキ御拜付

一、拝殿 間口五間奥行二間 但拝殿より鳥居迄十五間

一、石鳥居 二間九尺柱メグリ二尺八寸高サ八尺五寸

一、祭日 三月十五日 大祭 九月二十九日

一、社地 七畝 南北十六間 東西十四間

一、末社

山神 祭神 大山祇命

稲荷神社 祭神 宇氣母知神

一、火雷神社 石宮 横一尺三寸 高サ二尺五寸

一、社地 九畝 南北十四間 東西十四間

一、祭神 火雷神

一、天神 石宮 横一尺 高サ二尺三寸

一、祭神 菅原神

一、社地 八畝 南北十四間 東西十四間

右之通取調奉差上候以上

右村百姓代 東宮保左治

星野新太郎

組頭 東宮高二郎

長岡重二郎

星野米二郎

明治三年 庚午十二月

佐野氏事

御 役 所

石橋十郎治  
名主 東宮 佐七

と相次いで、神社取調書上帳類が出されている。それぞれ少しずつ意図されているものがちがう。

除地取調奉差上帳（明治二年）と調べた除地は上地の基礎資料としたのであろう。

社寺境内地取調奉差上帳（明治三年正月）では仏堂関係が整理されているので目っている。社寺書上帳（明治三年二月）では、神社には社家が、金剛寺には住職がない。

官幣神社御改ニ付取調（明治三年十月）では官幣社の有無を求めている。苗ヶ島には往昔より該当の神社はなしと報告している。

明治三年十二月の神社取調書上帳では、村持の神社の、①祭神、②社殿、その他の建造物、③由緒、④祭日、⑤社地、⑥末社等の項目で神社の姿を細かくとらえようとしている。

同じ月、神社境内外除地取調奉差上帳では、村持五社について差出しているが、五社とも境内外の除地は持っていない。

柏倉にも明治三年の神社書上帳が残っている。ここでは、個人持ちの社まで記載されている。

明治三年 年々 十二月

神社書上帳 上野国勢多郡東西柏倉村

一、鎮守 祭日七月廿七日

諏訪大明神 板宮 横堅 五尺五寸  
四尺五寸

村持

社地間敷 横堅 二七間  
二七間 三反五畝歩

除地

一、祭日 正月廿四日

愛宕大神石宮 横堅 五尺五寸  
四尺五寸

村持

社地間敷 横堅 三十間  
三十間 三反歩

除地

一、祭日 九月廿九日

山神宮石宮 横堅 一尺二寸

村持

社地間敷 横堅 二十間  
二十間 二反歩

除地

一、祭日 正月廿四日

愛宕大神石造建

村持

社地間敷 横堅 三十間  
十五間 一反五畝

除地

一、祭日 九月十九日

山神宮石宮 横堅 一尺八寸

社守 阿久沢源三

社地間敷 横堅 二十間  
十五間 二反歩

除地

一、祭日 七月廿七日

近戸大明神板宮 横堅 五尺  
三尺

社守 松村与惣治

社地間敷 横堅 三十間  
十五間 一反五畝歩

除地

一、祭日 四月初四日  
十二月初四日 両日

二之宮大明神御輿懸

社守 阿久沢桂重郎

社地間敷 横<sup>三十四間</sup> 一反五畝步 除地

一、祭日 九月廿九日

山神宮板宮 一尺五寸四角 社守大崎重郎平

社地間敷 横<sup>三十四間</sup> 二反步 除地

一、祭日 九月廿九日

積衛宮板宮 横<sup>九尺</sup> 社守深沢 喜七

社地間敷 横<sup>八尺</sup> 八畝步 除地

一、祭日 九月廿九日

山神宮石宮 横<sup>一尺二寸</sup> 社守北爪惣市郎

社地間敷 横<sup>一尺二寸</sup> 四畝步 除地

一、祭日 九月廿九日

山神宮石宮 横<sup>一尺一寸</sup> 阿久沢桂重郎

社地間敷 横<sup>一尺一寸</sup> 一反二畝步 除地

一、祭日 九月廿九日

山神宮板宮 一尺二寸四角 社守大崎菊治郎

社地間敷 横<sup>一尺二寸四角</sup> 八畝步 除地

一、祭日 九月廿九日

水仙宮板宮 三尺四角 社守北爪 増平

社地間敷 横<sup>八間</sup> 二畝步 除地

一、祭日 九月十九日

山神宮板宮 一尺五寸四角 社守大崎喜三郎

社地間敷 横<sup>十間</sup> 三畝步 除地

一、祭日 正月十二日

山神宮石宮 横<sup>一尺二寸</sup> 社守松村五郎八

社地間敷 横<sup>一尺二寸</sup> 一畝十八步 除地

一、祭日 九月廿九日

若宮藻宮 横<sup>七間</sup> 社守大崎喜三郎

社地間敷 横<sup>六間</sup> 一畝三歩 除地

一、祭日 正月廿九日

天神宮石宮 横<sup>一尺八寸</sup> 社守六本木弥治郎

社地間敷 横<sup>一尺八寸</sup> 一畝步 除地

一、祭日 九月十三日

熊野宮板宮 四尺四角 社守大崎重郎平

社地間敷 横<sup>四尺四角</sup> 二十歩 除地

一、祭日 春社日

地神宮石造建 八寸四角 社守入沢嘉之吉

社地間敷 横<sup>八寸四角</sup> 十五歩 除地

一、祭日 九月廿九日

伊勢宮石宮 一尺二寸角 社守入沢文太郎

社地間敷 横<sup>一尺二寸角</sup> 十歩 除地

一、祭日 九月廿九日

積衛宮石宮 横<sup>三尺五寸</sup> 社守大崎八重吉

一、祭日 九月廿九日

山神宮板宮 一尺五寸角 社守北爪 増平  
 社地間数 縦一四間半 五歩 除地  
 右之邊通合般神社御改ニ付村内取調書上申候処少茂相違無御座  
 候以上

上野国勢多郡東柏倉村

百姓代 阿久沢善四郎

組頭 同苗 武七  
 同 大崎 七五郎  
 名主 松村 五郎  
 西柏倉村  
 百姓代 大崎 藤次郎  
 同 松村 紋重郎

#### 四 神社の合併

村の神社が現在のようにならば大字に一社の形になってきたのは、  
 明治十年一月に出された群馬縣第二十号連の神社仏堂合併、転  
 地のことによる。

苗ヶ島の資料で江戸末（天明三年）から、明治十一年までの  
 神社の動きを表にまとめてみた。

資料は次のものによる。

天保三年 社地堂地寺院境内書上帳  
 明治二年 社地仏堂除地書上帳  
 明治三年正月 社地堂地書上帳  
 同年 二月 社寺書上帳

同年 十月 官幣社地御調ニ付書上帳  
 同年 十二月 神社取調書上帳  
 明治六年 社寺境内ノ土地取税之内五分通御私下御請書  
 明治七年 社寺土地并ニ立木取調書上帳  
 明治十年五月 社寺取調帳  
 同年 六月 神社割置願書  
 明治十年六月 神社移転届控  
 同年 七月 以書附奉願候（合併届）  
 明治十一年五月 神社移転敷跡

●	●	●	●	●	●	○	○	○	○
道神神	山神	愛宕	天神	午頭天王	稲荷	雷電	白山権現(西)	七社権現	白山権現(東)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道祖神	大山祇神	愛宕大神	天満宮	須佐之男大神	宇気茂知神	火雷神社	白山大神(西)	日枝大神	白山大神(東)
道祖神	大山祇神	愛宕大神	天神宮	須佐之男大神	宇気茂知神	火雷神社	白山大神	日枝大神	白山大神
			天神宮			火雷神社	白山大神	日枝大神	白山大神
			小祠 祭神菅原神 天神宮			小祠 祭神大雷神 火雷神社	村鎮守祭神伊邪那美鎮守 命白山大神	村鎮守祭神大山咩命鎮守 日枝大神	村鎮守祭神惠々妻命鎮守 白山大神
			小祠 天神宮			小祠 火雷神社	白山大神	日枝大神	白山大神
	大山祇社	愛宕社	菅原社	八坂社	受持社	火雷神社	白山社	日枝社	白山社
									明治六年
									明治三年正月
									明治三年二月
									明治三年十月
									明治三年十二月
									天保三年



道神	山神	愛宕	天神	午頭天王	稲荷	雷電	白山権現(西)	七社権現	白山権現(東)	天保三年
			菅原神社	受持神社 八坂神社	火雷神社	火雷神社	西白山神社		東白山神社	明治七年
	大山祇神社	愛宕神社	菅原神社	受持神社 八坂神社	火雷神社	火雷神社	西白山神社	日枝神社	東白山神社	明治十年五月
	移転願提出	移転願提出	据置願提出	据置願提出	据置願提出	据置願提出	据置願提出	据置願提出	据置願提出	明治十年六月
	西白山社へ移転済	東白山社へ移転済	据置願提出	据置願提出						明治十年七月
			※明治十年三月 据置願不許可	※明治十年三月 据置願不許可				村社 苗ヶ島神社 ※三鎮守合併 する		明治十年八月
	移転跡地 林	移転跡地 林	移転跡地 林	移転跡地 林		社地	移転跡地 林	移転跡地 林	社地	明治十一年五月

天保三年	明治七年	明治十年五月	明治十年六月	明治十年七月	明治十年八月	明治十一年五月
大通電		今般移転	移転届	東白山社へ移転済		移転跡地 林
東宮八幡		今般移転	移転届	東白山社へ移転済		移転跡地 林
山 神			移転届	西白山社へ移転済		
西宮八幡		今般移転	移転届	東白山社へ移転済		移転跡地 林
赤城明神			移転届	日枝社へ移転済		
稲 荷						
稲 荷						
山 王	日枝神社		移転届提出	日枝社へ移転済		移転跡地 林

○別当、金剛寺  
 ●持主、金剛寺  
 ×持主、万福寺  
 無印 個人持

※琴平社  
 ※社 西白山社へ  
 日枝社、三峯社  
 日枝社へ  
 三社とも以前  
 記載なし

この表や資料から読みとれることは、

1 明治二年、天保三年と比較すると神名から仏語を以て神号としていた名称が消えた。

白山権現→白山大神

午頭天王→須佐之男大神

山 王→日枝神社

また、別当、金剛寺、金剛寺持から村持と変わった。これは明治元年に出された、神仏混滞ヲ禁スという太政官達にもづくものである。

2 明治三年二月には、たくさんあった村持神社が整理されて、五社となった。

明治三年十月、村の鎮守が三社、東の鎮守白山大神、中の鎮守日枝大神、西の鎮守が白山大神、小祠に火雷神社、天満宮の二社、祭神は異筆で後のもの。

3 明治六年には、明治四年、社寺領土地ニ関スル件の太政官布告により、明治五年には、社地の除地（江戸時代幕府や藩命によって租税を免除された土地、無年貢地）だったところが分割されて土地となっている。その境内土地からの納税の内五歩が払下げられている。

明治七年の資料も社寺の境内地上地とそこにある立木敷を調べ差出されたものである。

この年には上地を払下げてほしい、除地として存置してほしいという願いが出されている。

その理由として、前々から境内地として、祭礼等にないと狭いため不便というもの、旧来から小作人として小作致してきたのでその者に払下げてほしい。といった払下げ希望が出されている。

4 明治十年は、合併、移転等で神社が大ゆれにゆれた年である。東、中、西と三つあった鎮守の村社は、一村一村社の御達で合併され、苗ヶ島神社として新しく出発をしている。

このような動きは他の大字でも同様である。

明治八年五月 除地絵図面書上帳

第八大区一小区勢多郡柏倉村

字甲派訪一〇二三

派訪神社

字乙深山沢一八二九

境内三反五畝  
愛宕神社

字勢多橋一二五一

境内三反九畝十九歩  
山神社

字丙大脇一九二二

境内一反九畝二十八歩  
山神社

字北替戸一五一三

境内三畝六歩  
山神社

字向田九三二

境内七畝二歩  
山神社

字箱田一五一〇

境内三畝十九歩  
山神社

境内一畝十八歩

字近戸六九七

近戸神社

境内一反一歩

字近戸七一〇

社宮司

境内四畝二十一歩

字乙大沢八二三

山神社

境内八畝歩

これらの社地は明治九年十月土地となる。(土地取調帳)

○社寺土地境内取調帳

第八大区一小区勢多郡柏倉村

字申諏訪一〇二三番

除地田反別 三反五畝歩 諏訪神社旧境内

一更正反別 三反七畝二十三歩

内

更正反別 二反三畝二十九歩 現境内

是ハ現境内ニ御取調相成候

更正反別五畝拾六歩 林

更正反別 八畝八歩 林

是ハ先般土地之假御私下無之

字近戸六九七番

除地田反別 一反五畝歩 近戸神社旧境内

一更正反別一反五畝歩

内

更正反別 六畝十四歩 現境内

是ハ現境内ニ御取調ニ相成候

更正反別 四畝二十七歩 林

是ハ先般土地之假ニ御私下無之

更正反別 三畝十九歩 林

此立木 内訳

杉木 五本 但シ目通 一尺五寸地リマダ

榎木 四本 〃 三尺地リマダ

板木 二本 〃 二尺地リマダ

葦木 八本

竹 四十五本

是ハ今般更ニ引製土地ニ御取調相成候

以下同じような表記で柏倉村中の社寺の取調の報告がなされている。整理してみると次のようである。

近戸七一〇 社宮司社 除地八畝(更正反別六畝二十四歩)

現境内二畝七歩

箱田五三〇 山神社 除地四畝(更正反別三畝二十八歩)

一畝十七歩是ハ今般移転跡土地御取調相成候

一畝十一歩現今林元境内

北替戸一五一三 山神社 除地二反(更正反別一反七畝二十四歩)

一畝十九歩移転跡土地上地

七畝四歩現今林元境内

向田九三二 山神社 除地八畝(更正反別七畝二步)

三畝十五步移転跡地上地  
三畝十七步現今林元境内

丙大脇一九二二 山神社 除地八畝(更正反別八畝二二步)

五畝十八步移転跡地上地  
三畝四步現今林元境内

勢多橋一二五二 山神社 除地二反(更正反別二反一畝三歩)

一反二畝十二歩移転跡地上地  
一反八畝二十一歩現今林元境内

乙深山沢一八二九 愛宕神社 除地三反(更正反別七反三畝三十四歩)

除地一反(更正反別二反六畝十九歩)  
現境内 八畝

乙大沢八二二 山神社 除地一反(更正反別二反六畝十九歩)

堀之内九三 山神社 除地 無御座候

更正反別七歩元境内  
移転跡地上地現今地

中原三七二 神明宮 除地 無御座候

更正反別二十歩元境内  
移転跡地上地現今林

西房六二二 不動堂 除地 無御座候

更正反別十六歩元境内  
移転跡地上地現今林

近戸六九五 赤城宮 除地 無御座候

更正反別一畝十二歩元境内  
移転跡地上地現今林

奥懸九〇二 奥懸社 除地 無御座候

更正反別五畝十一歩元境内  
移転跡地現今林

平替戸一二九六 八坂神社 除地 無御座候

更正反別二八歩  
移転跡地現今林

殿替戸一四一五 熊野社 除地 無御座候

更正反別一畝二八歩元境内  
移転跡地上地現今林

殿替戸一四三七 社宮司社 除地 無御座候

更正反別十三歩元境内  
移転跡地現今地

右者当村社寺地ヶ所限り奉書上候廻相違無御座候

明治十年五月三十一日

このように土地の方からの神社行政と同時に、移転合併の達が出されている。

この御達は整理すると

○字杉ノ下建立

愛宕神社 石宮(間口一尺奥行一尺) 社地(七十四坪)

大山祇社 石宮(間口八寸奥行八寸) 社地(五十七坪)

字山王建立

日枝神社 石宮(間口一尺奥行八寸) 社地(二十二坪)

となり、

右神社之義、村方前記之所ニ建立有之候爲至テ小社ニ付今般村方適宜ヲ以村社東白山神社境内江移転仕度候、右御間届相成候様仕度候以上

明治十年七月

右村 副戸長 東宮 佐七  
戸長 前原甚太郎

を記されている。また

## ○神社移転願書

第八大区一小区勢多郡柏倉村

字箱田建立

一、山神社

一、祭神 大山祇命

勧請建立年月日 不知

一、本社 石宮 開口一尺一寸

一、社地 七十一坪

右神社之儀村方字前記之所ニ建立有之候魁至テ小社ニ付今般村方適宜ヲ以村社諏訪神社境内へ移転仕度奉願候右御聞濟相成候様仕度候以上

右村 戸長 阿久沢平吉

明治十年八月四日

と述を受けて合併移転実施した。

なかには次のような神社もあり、これら人々の信仰生活と離れてしまった場合にうまくすすめられて行った合併移転であった。

その結果、柏倉の神社は次のようになった。

乍恐以書付御願奉申上候

第八大区一小区勢多郡柏倉村

一〇三九番 山神社

一二六七番 山神社

一二二四番 山神社  
一七七六番 天明神社

右村更奉申上候去ル五月中社寺上地為御検査ニ御出張被遊其勘リ村方控之社寺帳相尋候得共見当不申依而村中社堂委替之積リ以取調面上申候魁其後ニ至リ村方控之社寺帳見当リ候ニ付前書之四社洩落ニ相成□□入り村中之山林相尋申候魁右四ヶ所之小社尋出シ其上村社諏訪神社境内へ移転仕候間付而者跡地之儀者御上地ニ仕リ度旧除地反別、更正反別之木共別紙に委替取調帳老番并ニ絵図面相添え此段御願奉申上候何卒前件願之通御採用相成候様奉願候以上

明治十年九月十四日

## ○移転御届

第八大区一小区勢多郡柏倉村

字乙大沢建立

一、山神社

一、祭神 大山祇命

一、勧請年月 不知

右五月十五日当村近戸神社境内へ移転

右之段御届仕候也

明治十年六月

## ○移転御届ケ書

第八大区一小区勢多郡柏倉村

字中原建立

一、神明宮 石宮 縦七寸 横六寸

字近戸建立

一、赤城社 藥祠

右之神社五月十五日当村近戸神社境内へ移転右之段御届ケ申上候也

明治十年八月

となった。

明治十年五月に移転合併した神社、仏堂は次のようである。

○諏訪神社へ合併

山神社	板宮 縦一尺一寸 横二尺一寸	堀之内
八坂社	石宮 縦七寸 横七寸	平替戸
社宮司社	＊ 縦九寸 横九寸	殿替戸
地神	石碑	北替戸
水仙社	板宮 縦二尺五寸 横二尺	堀之内
猿田彦大神	石碑 堅基	丸山
地頭社	石宮 縦一尺二寸 横一尺	箱田
山神社	板宮 縦一尺六寸 横一尺七寸	北替戸
山神社	石宮 縦二尺一寸 横二尺	向田
		大山祇命

第一節 宮城村の神社

＊	板宮 縦一尺七寸 横二尺七寸	大山祇命	丙大脇
＊	石宮 縦八寸 横八寸	大山祇命	勢多橋
愛宕神社	＊ 縦一尺一寸 横一尺一寸	火産靈命	乙深山沢
興懸社	藥祠		興懸
熊野社	藥祠		殿替戸
山神社	板宮 縦一尺五寸 横二尺五寸	埴山姫社 改正	勢多橋
地神社	藥宮		＊
山神社	石宮 縦七寸 横六寸		甲諏訪
天明神社	石宮 縦八寸 横八寸	菅原神社 改正	東田

○近戸神社へ合併

山神社	石宮 縦七寸 横九寸	乙大沢
神明宮	石宮 縦七寸 横六寸	中原
赤城宮	藥祠	近戸
愛宕神社	石宮 縦三尺 横一尺五寸	石田

神社の合併移転は、小祠、あるいは小さな石宮であっても、生活の中で深く結びつき、深い愛着を持った社であったから、人々は合併、移転には抵抗があったものもある。

一四四九

それらの神社については、据置きを強く願ひ出している。すなわち

神社据置願

第八大区一小区勢多郡柏倉村

以書付奉願候

字近戸建立

一、社宮司社

一、祭神 不知

一、勧請 建立年月 不知

一、境内 七十九坪

一、社 横 九尺  
八尺

一、境内末社 一社 雷電神社

一、立木 松十二本 目通り九尺ヨリ  
六尺マデ 雑木一本

右之通ニ御座候人民ニ至テ信仰之神社ニ有之候間据置仕度  
村民一同奉懇願候 因テハ郷社祠官ヲ以受持ト相定メ社頭宮  
結之儀者村民一同ニ於テ修繕仕不体及無之様可仕候間格別之  
思召ヲ以テ据置御開濟之程奉願候右御開届ケ相成候ハ本年々  
祭典之儀者不怠慢可仕候也

明治十年六月

であり、同形式で字近戸の近戸神社も据置を願ひ出ている。すなわち

八坂神社 石宮(間口一尺奥行一尺) 社地(二百三十九坪)

音原神社 石宮(間口一尺奥行一尺) 社地(千九坪)

愛宕神社 石宮(間口一尺奥行一尺) 社地(七十四坪)

右神社村方字前記之所ニ建立在之候所人民信仰之神社ニ付据  
置仕度奉願候 右御開濟之上者村社祠官ヲ以受持ト相定 造  
営之儀者一村中ニ而仕リ年々之祭典之義モ無台機可仕候間右  
御開届相成候様仕度此段奉願上候以上

明治十年七月

右 村

副戸長 東宮 佐七

戸長 前原甚太郎

しかし、この願ひもむなしかつた。次のように

○苗ヶ島村

字杉ノ下 千七十番

一、火雷社

字杉ノ下 千百六十五番

一、八坂社

字杉ノ下 千百四十九番

一、菅原社

右神社今般据置願出候得共過般利根用九等通般派出御移転被  
仰付候 上地所ハ上地ニ御納差出其今般据置御願也不都合  
之旨被仰付候依テ移転可致此段相違候也

区 長

十年七月十九日

右 村

戸長 殿

小池文七郎

と冷たい返事である。

鎮守としての村社も一大字一村社にということで、御達が出され、柏倉の場合は、江戸時代、東西柏倉村、西柏倉村と分かれていたため、村社は一つの神社を両村で一掃にまつていたが、神社明細帳を両村で出したため、二社とみられ、柏倉一村となったため、次のように、社にとの違が出されたのである。

○第八大区一小区勢多郡柏倉村

右村更奉中上候、当村儀ハ御達新以前ハ東西柏倉村ト相分リ  
感天ヶ村之体哉ニ有之然ル所村社諏訪神社之儀地所ハ東柏倉  
村ニテ氏子ハ東西柏倉村悉皆氏子テ有之候ニ付旧淀藩庁へ上  
呈仕候神社明細帳ニハ右諏訪神社東西柏倉村ヨリ書上仕候間  
現今明細帳之体裁デハ諏訪神社武社有之候相見申候得共前者  
之両村ヨリ上呈仕候段全遺漏ニテ存奉恐願候乍然實際老社ニ  
相違無御座候ニ付此段奉中上候以上

明治十年八月四日

しかし、苗ヶ島の場合は、一村のうちにも東、中、西とそれぞれ鎮守を定めていた。

そこに、合併移転、村社一社にということになったので、

「右之通三社御座候所、人民至テ信仰ノ村社ニ御座候間、据置  
ニ仕度、村民一同奉懇願候」と願出している。(明治十年六月)  
更に個々の神社も据置を願って書類を出し、

○東白山神社由緒御尋ニ付氏子一同

左ニ奉中上候

元来当社祭神之儀ハ皇祖諸々芸之大神境内之儀ハ小高ヲ地ニ  
シテ東西之距離老町内外ニ人戸構ハ北ニ山林ヲ帯ヒ南ハ曠々  
タル田野ニシテ内子西表ニ同居仕候テ殊更清浄之地ニ御座候  
条此段一有奉中上候也

第八大区老小区勢多郡苗ヶ島村  
白山神社氏子三十三戸

惣代 上野健次郎

明治十年八月五日

同 長岡与惣次

○村社確定御尋問ニ付左ニ奉中上候

一、当村日枝之神社之儀者社境内中央ニ而便利之地殊ニ老  
町外程人家ヲ離社地広ク氏子六十戸ニ而從來崇敬有候  
得共者村社之御拜命被成下度此段奉懇願候也

第八大区一小区

勢多郡苗ヶ島村

明治十年八月五日

右神社氏子六拾戸  
惣代 石橋 利七

同 星野 三郎

村社の拜命を願ったが、「書面願之趣聞届候、速ニ移転  
合併等致逸分、更ニ可届事」というような返事となり、三鎮守  
合併することになる。

○以書附奉願候

## 第八大区七小区勢多郡苗ヶ島村

右当村之儀著是迄村社与福米候東白山神社日枝神社西白山神社右三ヶ所官有無稅地ニ有之候爲今般第廿号御連ノ御趣意ニ基キ右三社合併致一社ニ相定メ度候得共何レ爾モ境内狹隘之地ニテ祭典之際差支候ニ付村民一同協議之上字杉之下千八拾九番東白山社上地反別老畝六歩同上地八拾八番反別武畝廿六歩同社現境内第千八拾七番反別八畝拾三歩村社境内ニ奉願度候間何卒以御仁惟御採用被成下度奉願候然上者右村社三社合併致一社ニ相定メ更ニ苗嶋神社与改称仕各末社ニ至迄右境内江移転仕度奉存候間此段御開濟相成候者ハ村民一同難有仕合ニ奉存候以上

右村氏子惣代 前原 久弥

明治十年八月

同	前原与四郎
同	金子長次郎
同	関口安太郎
同	長岡与惣次
同	上野健次郎
立合人	北爪繁次郎
同	豊島敬太郎
同	上野古次治
同	石橋重三郎
同	東宮六郎次
同	東宮 佐七

根取群馬縣令殿

ついでには、社地が狭ますざるので

○第八大区七小区 勢多郡苗ヶ島村

字杉ノ下 白山神社

一、上地反別 武畝廿六歩

字杉之下 白山神社

一、上地反別 老畝六歩

合反別 四畝武歩

右者今般白山神社境内へ村社合併相願候ニ付而著実ニ地面狹隘ニ而末社据置場并祭典ノ際差支候ニ付前書上地反別四畝武歩現境内接近之地ニ有之候間御下被成候一境内ニ仕度奉存候間何卒御格之以御仁惟御採用被成下度此段奉願上候以上

右村立合人 豊島敬太郎

明治十年九月七日

根取群馬縣令殿

前記之通相違無之候ニ付奥印付奉願候也

右区長 小池文七郎

と上地の社地をもとにもどしてほしいと条件をつけている。

幾多の問題を起し、心に残ることもあったであろうが、合併移転が終わり、人々の気持ちを落ち着いてくると、神社の合併

合祀のことを後に残しておこうということで、記念碑が建てられている。

建碑者は苗ヶ島の生んだ偉人の一人、斎藤多須久である。

合祀記念

上毛野勢多の郡苗ヶ島の村なる

産土神社はもと三祀に



合併記念の碑

ありて真中なるを白飯神社といひ  
東と西とはともに白山社といえりき

さるは明治の十年という年

このひむがしの社に併せて苗島神社

とは改む祭れる神は

瓊杵尊、大山咋命、伊弉諾尊、伊弉冉尊

甕理彦命、五柱坐せり今しも

此よしをこの石にもものして万代に伝え

んとす○○○は御被むる氏子等が

苗島の桶の茂栄ひてつかえ

奉らむ心の種と思いなす

にしわ○○○なむ

神道教正 斎藤多須久識

このような合併、移転の結果、宮城村の各大字（当時は村）  
の神社は次のように整理された。

市之関

社名	祭神	末社	氏子戸数
村格社	住吉神社	大海津見命	一二社 五三戸
無格社	稲荷神社	倉稲魂命	五 九
〃	下之森神社	息長足比売命	一四
〃	菅原神社	菅原道真公	一四
〃	大山祇神社	大山津見命	一五



右神社ハ明治四拾年八月十三日許可ヲ得テ本村社兼訪神社  
ヘ合併ニ因リ前記跡地并樹木共無代御下附相願度御許可之上  
ハ立木ハ許可ヲ得テ伐採シ地所ハ開墾致桑園トシ永遠ニ村社  
兼訪神社ノ基本財産ニ致後明治三拾九年八月勅令第貳百号ヲ  
遵守シ此段棄請候也

明治四拾年十一月九日

苗ヶ島には、合併の際の手続き、その後の扱いなどわかる一  
件資料が残されている。

○官有地荒蕪地譲与願

勢多郡宮城村大字苗ヶ島村字杉之下千七拾壹番

一、官有荒蕪地反別四畝拾四歩 元無格社火雷神社  
合併跡地

此見積価格金四門四拾貳也 壹反參拾門当リ

右地上に生存スル立木

一、杉式拾七本 此材積五拾尺五分

此見積価格金 老百式拾壹門貳拾貳

一、雑木拾貳本 此日通り式尺八寸

此見積価格金參拾貳門也

右ハ元本村大字苗ヶ島村字杉之下無格社火雷神社境内地ニ有  
之候為明治四拾貳年四月十六日日本村大字苗ヶ島村々社苗島神  
社(合併(苗島神社ト改称)ノ義御許可相成候ニ付テハ本社  
ノ基本財産トシテ無代御譲与被成下度別紙関係書類相添之此  
段奉願候也

明治四拾貳年四月

勢多郡宮城村大字苗ヶ島村

村社苗島神社掌 坂井 国吉

右神社氏子惣代人 東宮六郎治

星野 三郎

上野東太郎

石橋鍋重郎

群馬県知事

神山 閔次殿

○添付書類

一、神社合併許可指令写(写ノ末尾ニハ願人ノ内一、二人記  
名調印ノ事)

一、役場備置ノ図面写(図面ニハ四隣ノ地種地番、所有者ノ  
氏名河川道路等ノ色分ヲ以テ之ヲ示  
シ尚写ニ相違ナキ旨村長ノ証印ヲ要  
ス)

一、評価書(普通官有地私ト願ニ添付ト同断ノコト)

○群馬県令第四二二二号

勢多郡宮城村大字苗ヶ島村

無格社 火雷神社

無格社 雷電神社

明治四十一年八月十七日付願同村大字同村社苗ヶ島神社へ  
合併ノ件聽届ク

但シ合併済ノ上ハ三日以内ニ届出ツベシ

但シ合併済ノ上ハ三日以内ニ届出ツベシ

但シ合併済ノ上ハ三日以内ニ届出ツベシ

但シ合併済ノ上ハ三日以内ニ届出ツベシ

但シ合併済ノ上ハ三日以内ニ届出ツベシ

明治四十一年九月十六日

群馬県知事 神山 関次

○神社合併済届

勢多郡宮城村大字苗ヶ島村字杉之下

無格社 火雷神社

同郡同村大字同村字同所

無格社 雷電神社

右神社之義明治四十一年九月十六日付指令第四二二二号ヲ以テ御許可之上本村々社苗島神社へ合併仕候間別紙神社明細帳相添ニ此段御届及候也

右苗島神社々々

明治四拾貳年四月三十日

氏子惣代人 板井 国吉

東宮六郎治

星野 三郎

上野東太郎

石橋鍋重郎

群馬県知事

神山 関次殿

○神社明細帳写

群馬県管下上野国南勢多苗ヶ島字杉ノ下

村社 苗島神社

一、祭神 瓊々杵命、大山咋命、菊理姫命、伊弉諾命、伊弉册命

一、由緒 不詳

一、本社 木造銅板屋根 平段一棟 間口二間 奥行二間三尺

一、拝殿 木造瓦葺 平段一棟 間口二間 奥行三間三尺

一、境内 三千三拾九坪

一、境内末社 二拾二社

(略)

一、氏子 百〇三戸

一、管轄庁迄距離 三里三拾町

一、山林

(略)

右六筆明治廿八年三月一日火雷神社ト両社基本財産トシテ登録許可

○神社明細帳写

群馬県管下上野国南勢多郡苗ヶ島村字杉之下

無格社 火雷神社

一、祭神 火雷神

一、由緒 不詳

一、本社 間口一尺五寸 石祠 奥行一尺五寸

一、境内 百三拾四坪 官有地

一、氏子 百〇三戸

一、管轄庁迄距離 三里三拾五町

以上

明治廿八年三月一日苗島神社ト両社基本トシテ登録方許可ニ付苗島神社ノ方ヘ記入ス

○神社明細概算

群馬県管下上野国南勢多郡苗ヶ島村字杉之下

無格社 雷電神社

一、祭神 大雷命

一、由緒 不詳

一、本社 開口一尺三寸 石祠  
奥行一尺三寸

一、境内 百三拾四坪 官有地

一、信徒 三拾四人

一、管轄庁迄距離 三里三拾町

このようにして、明治十年から三十年間統いて来た、村の神社は、次々に合併し、一大字一村社という神社制になったのは明治四十四年である。

柏倉の近戸神社と福荷神社が明治四十年に諏訪神社に台祀された。

明治四十一年には、大前田の道別神社が諏訪神社に、苗ヶ島の雷電神社と火雷神社が苗ヶ島神社に台祀された。

五 神社誌

1 奥社 赤城神社 宮城村大字三夜沢村鎮座

第一節 宮城村の神社

明治四十三年には、市之関の福荷神社、下之森神社、菅原神社、大山紙神社の四社が住吉神社に台祀された。

明治四十四年の馬場の八坂神社が福荷神社に、三夜沢の赤城神社に浅間神社が台祀された。

しかし、信仰というものが、国などの行政により、形の上では整理されても、信仰そのものを變えることはむずかしく、このように合併により整理されたはずの神社が、現在まで信仰され祭祀されている例が多い。

昭和十四年の馬場の区内規約の休日規定の中に、農閑休業をみだりにせず、左の期日を休日とする他は断じて休業せざることをし、幾つか上げている中に

二月十一日 八坂神輿渡御

八月 一日 八坂神社祭典執行、神輿渡御

十月十九日 鎮守例祭

と、村社福荷神社と同様、例祭を八坂神社も行なっている。この八坂神社は、明治四十四年、福荷神社に合併されたものである。

一月二日の馬頭観音祭、十月十二日薬師祭なども、路傍の仏として移転したわけだが、残されて、信仰は生きてゐる。

祭神 大己貴命、豊城入彦命

由緒 不詳、社伝云「創立年月不詳と雖蓋崇神天皇の御宇とす  
 天皇の皇子豊城入彦命大命を奉し東国を綏撫す此時天下疫癘  
 大に行はる天皇憂懼乃ち大己貴命を奉祀し且天神地祇を祭る  
 命聖旨の在る所を察し地を赤城山の南麓なる此処に相し篤く  
 大己貴命を祀祀す既にして疫癘み年豊に東国亦皇沢に濟ふ後  
 彦狭島王の子御諸別王東十五國都府と爲る王は豊城入彦命の  
 曾孫なり赴任して坂を征し服を撫し威徳盛に行はる百姓豊城  
 入彦命を追慕し其情甚だ切なるを視乃ち此祠に配享し以て庶  
 民の望に従へり其後安閑天皇二年御諸別王の第二子下野因造  
 奈良別命の孫佐知彦王の子多氣丸能彦兄弟を以て上野赤城大  
 神の斎王と爲し此年始めて祈年祭を行ひ爾來毎歲七月一日執  
 行するを例とせり」と

統日本後紀承和六年六月甲申授上野國五位赤城神從五位下○  
 三代実録貞觀九年六月下亥授上野國從五位上赤神社正五位下  
 同十一年十二月二十五日授上野國正五位下。赤城神正五位上  
 同十六年三月十四日癸酉授正五位上赤城神從四位上。元慶四  
 年五月二十五日戊寅授正七等從四位下赤城神從四位上○延  
 喜式内名神大○上野國神名帳正一位赤城大明神○宝曆十二年  
 正月九日宣旨奉授正一位記○明治五年八月郷社に列し同十二  
 年五月郷社に昇格す○古來武門の崇敬極て深厚にして守護不  
 入の黒印數通及幕府の朱印五拾石を有したりき社殿 本殿、  
 中門、玉垣、御所、水屋、社務所 伝云延暦三甲子年本社再  
 興、大同二丁亥年田村將軍造營、承平四甲午年本宮屋根替上

幕藤原田原藤太郎寄進竝に神木を植ゆ、正中元甲子年上蘇新  
 田義貞寄進、嘉吉二辛戌新田由良家神輿造營、弘治三巳年惣  
 門上棟、天正四年八月北条氏政の軍勢亂入社殿を破却す、天  
 正六戊寅年本社上蘇北条安雲守寄進、慶長二年二月火災に罹  
 る。同十一丙午年僧皮茸牧野駿河守寄進、明和六年神樂殿竝  
 に飯殿建築、文化七年三月拜殿建替、明治二年十一月本社再  
 建、同十九年本社及御門等銅葺となす、同二十八年二月十一  
 日拜殿神樂殿等焼失す

境内 老万式千九拾五坪、老杉翁鬱として社頭を護り清水湧々  
 として樹間に湧出す南方遙に富岳と相對して眺望頗る佳なり  
 財産 有価証券六百円、預金千參百八拾円九拾七錢九厘

宝物 秘藏天皇御宸筆勅額、後柏原天皇御宸筆短冊、曲玉（明  
 治十一年明治天皇陛下御巡行の際行在行に於て特に天覽の榮  
 を賜ふ）其他數十点あり

氏子 貳拾四戸

境内神社 九拾參社

殿島神社、大山祇神社、菅原神社、飛鳥神社、龍田神社、福  
 荷神社、神明神社、月読神社、郡波岐神社、八幡神社、日枝  
 神社、成神社、琴平神社、大雷神社、龍神社、愛宕神社、浅  
 間神社、八坂神社、八柱神社、諏訪神社、星神社、高徳神社  
 二荒山神社、春日神社、水分神社、貫前神社、伊香保神社、  
 極名神社、甲政宿禰神社、美和神社、加茂神社、大國神社、  
 倭文神社、大雷神社、小祝神社、字雲神社、牧國神社、大鳥

神社、住吉神社、敢國神社、伊弉波神社、真清田神社、帆鹿神社、事麻智神社、三島神社、寒河神社、水川神社、安房神社、玉前神社、香取神社、鹿島神社、建部神社、南宮神社、本無神社、都々古和氣神社、遠敷神社、大物忌神社、氣比神社、高瀬神社、伊夜彦神社、白山姫神社、氣多神社、波良神社、出雲神社、籠守神社、栗鹿神社、宇部神社、杵築神社、熊野神社、物部神社、由良姫神社、伊和神社、中山神社、石上神社、吉備神社、須佐能雄神社、玉祖神社、日前神社、御神之神社、大麻彦神社、田村神社、高賀茂神社、箱崎神社、高良玉垂神社、宇佐神社、西粟多神社、川上神社、阿蘇神社、都農神社、鹿見島神社、牧園神社、天手長雄神社、和多津美神社

神領幣帛料供進指定 明治三十九年十二月二十八日  
例祭 五月五日

奉仕神職 社司 奈良原備雄

社掌 板井 国吉 社掌 板橋 舉次

社掌 倉橋 龜次 社掌 石原弥市郎

上野のすたの赤城のから社  
やまとにいかてあとをたれけん

鎌倉石大隈

牛のみや船をしかくす神杉に

赤城の宮は幾世経ぬらん

高山 正之

第一節 宮城村の神社

廟貌千年古邸 老杉森鬱護祠頭  
懸吾任國尋鴻緒 沿續曾無台閣州  
百何松杉輝古邸 關宮高構白雲頭  
仰看千載神威赫 開得東方十五州  
吉田 如庵

2 村社 苗島神社 宮城村大字苗ヶ島村

祭神 瓊々杵命、大山祇命、菊理姫命、伊弉諾命、伊弉冊命、火雷神

山蹟 不詳、明治四十一年九月十六日許可本社境内末社三峰神社字杉ノ下無格社火雷神社同雷電神社を合併せり

社殿 本殿、拝殿



苗ヶ島神社鳥居



新しくなった苗ヶ島神社

境内神社 拾八社

八幡神社、大山祇神社、高麗神社、稲荷神社、菅原神社、鹿嶋神社、水神社、赤城神社、浅間神社、琴平神社、磯前神社、道神社、社日神社、金山彦神社、御年神社、熊野神社、秋葉神社、疫神社

神饌幣帛料供進指定 大正四年十一月五日

例祭 十月十九日

奉仕神職兼務社掌 板井 国吉

3 村社 諏訪神社 宮城村大字柏倉村字甲諏訪鎮座

祭神 建御名方命、大己貴命、倉稲魂命、火彥靈命、菅原道真公、磐田別命、大物主命、大日靈命、天兒屋根命、因象女命、大雷命、大山祇命

由緒 不詳、明治四十年八月十三日許可本社境内末社五社（愛宕神社、稲荷神社、大山祇神社、菅原神社、八幡神社）字近戸無格社近戸神社同境内末社十社（愛宕神社、菅原神社、春日神社、琴平神社、神明神社、大山祇神社、八幡神社、水神社、赤城神社、火神社）同所無格社稲荷神社同境内末社雷神社を合併せり

社殿 本殿、幣殿、拝殿、神楽殿、神饌舎、土蔵

境内 七百拾九坪

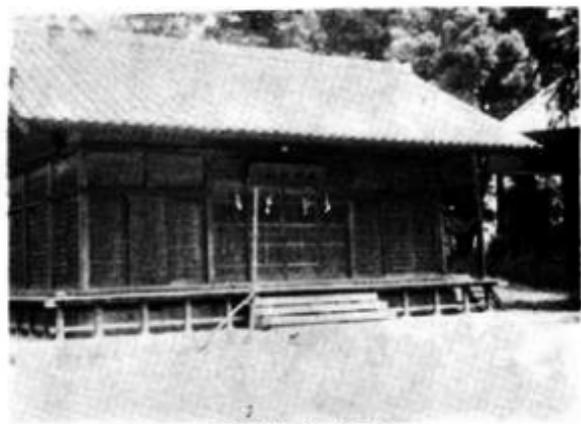
財産 田貳反四歩、畑六畝老歩、宅地七拾參坪、山林老町六反參畝拾貳歩、荒蕪地八畝貳拾老歩、雜種地四畝貳拾貳歩、有価証券四百円、預金拾五円拾八錢

境内 參百參拾九坪

財産 田參反六畝貳拾六歩、宅地貳百八拾八坪、山林四町參畝貳拾六歩、原野六畝九歩、荒蕪地四畝拾四歩、雜種地四反八

畝貳拾參歩

氏子 百參戸



諏訪神社本殿

氏子 百參拾四戸  
境内神社 七社

八坂神社、赤城神社、水神社、埴山懸神社、地主神社、熊野神社、石神社

神廣幣帛料供進指定 大正五年三月十日

第一節 宮城村の神社

例祭 九月二十七日

奉仕神職兼務社掌一 石原弥市郎

事由 創立明応二癸丑年(西暦一四九三)七月信濃国上下諏訪神社ヨリ分社勧請御名方命ヲ始テ爰ニ祀リタリト云、同年七月廿七日大祭典ヲ執行シタルヲ例トシ毎年其日ヲ以テ祭日



諏訪神社神楽殿

ト定メ年ニ二回トシ三月廿七日、七月廿七日両日トシ、示後今ニ至ルマデ祭祀セリ。本村氏子等古伝ノ説ニ拠レバ中興、寛永元甲子年（西暦一六二四）十二月廿七日本社再興ヲナシ尚延宝八中年（西暦一六八〇）月廿一日再々興ヲナシ其假令ニ存セリ。祭日ノ典例ハ本村ト大字市之関トノ境界ニ赤城山ヨリ下流スル金丸川ニ古来ヨリ字御漁ト唱フル氣アリテ常ニ漁業ヲ為ス事ヲ禁止シ置キテ更ニ漁スル者一人トシテ無之シテ祭典前日村内氏子等一同シテ「カジカ」ト唱フル魚七拾五尾ヲ漁シテ社前ニ陳供ス。是信濃國一之宮諏訪神社ニ於テハ猪鹿ノ頭ヲ社前ニ奉リシ例規ニ依リテ変転シタルモノト云ヒ伝フ。

（古社取調帳 明治二八年）

#### 4 村社 八幡神社

宮城村大字鼻毛石村字鼻石鎮座

祭神 菅田別命、菅原道真公、建御名方命、火産靈命、早良親王、伊予親王、藤原夫人吉子、橋邊勢朝臣、藤原広嗣朝臣、吉備真備公、文室宮田齋朝臣

山詣 不詳、明治三十五年六月十四日許可境内末社四社（菅原神社、諏訪神社、愛宕神社、御霊神社）を合併せり

社殿 本殿

境内 六百九拾貳坪

財産 田老反五歩、山林老町八反九畝拾九歩、畑五反七畝拾八歩、雜種地拾四歩

氏子 七拾戸

境内神社 七社

秋葉神社、住吉神社、伊勢神社、熊野神社、殿島神社、稲荷神社、石神社

例祭 十月十五日

奉仕神職兼務社掌 飯橋 幸次

#### 5 村社 住吉神社

宮城村大字市之関村字住吉鎮座

祭神 大海津見命、大物主命、火産靈命、豊受比売命、倉稻魂命、大日靈命、菅原道真公、息長足比売命、大己貴命、石長姫命、少彦名命

山詣 不詳、明治四十三年十二月六日許可本社境内末社七社

（稲荷神社、大山祇神社、秋葉神社、琴平神社、菅原神社、愛宕神社、伊勢大神社）

字住吉無格社下之森神社字十二山無

格社大山祇神社字吉沢無格社菅原神社同境内末社二社（琴平

宮大山祇神社）字住吉無格社稲荷神社同境内末社五社（神明

宮菅原神社、大洗磯前神社、瀧列磯前神社、石長姫神社）を

合併せり

社殿 本殿、神楽殿

境内 五百參拾四坪

財産 田老反式拾參歩、有佃証券八百円、荒蕪地老反歩、預金

貳百貳拾円

氏子 九拾五戸

境内神社 五社

八幡神社、熊野神社、兜磨神社、八坂神社、殿島神社

例祭 十月十九日

奉仕神職 社掌 小池 林次

6 村社 稲荷神社 宮城村大字馬場村字小太郎蹟座

祭神 宇迦之御魂神、素戔鳴尊、大山津見神、火雷神  
由緒 不詳、明治四十二年六月二十九日許可本社境内末社三社  
(八坂神社、大山祇神社、痘疔神社) 字新山無格社八坂神社



大正時代の稲荷神社



現在の稲荷神社

を合併せり

社殿 本殿

境内 参百七拾五坪参勺

財産 畑壹反九畝武拾九歩、宅地八百武拾四坪、原野壹町六畝

武拾武歩、雑種地拾武歩、有価証券四百円

氏子 六拾戸

境内神社 七社

神明神社、稲葉神社、御殿神社、琴平神社、八幡神社、春日

神社、愛宕神社

例祭 十月十九日

奉仕神職兼務社掌 板井 国吉

7 村社 諏訪神社 宮城村大字大前田村字諏訪鎮座

祭神 建御名方命、猿田彦命、倉稻魂命

由緒 不詳、明治四十一年三月十七日許可本社境内末社稻荷神

社字権現無格社道別神社同境内末社稻荷神社を合併せり

社殿 本殿、本殿上屋、拝殿

境内 式百九拾九坪

財産 田式反八畝貳拾壹歩、畑四反參畝貳拾七歩、宅地參百四

六 神社の財政と運営

据置願等で「社頭宮禰の儀者、村方一同ニテ修繕仕、不体裁無之様可仕候」と申し出している。この費用、祭典費用等は氏子の寄進を中心に出たのであろうが、村社運営のためには、神社そのものの基本財産が必要となった。

官有地となった神社境内は、立木一本まで自由にならなかつた。

○御願書

第八大区一小区 勢多都柏倉村

村社諏訪神社境内

一、更正反別 式反三畝廿九歩

此總數立木 六拾六本并杉苗木三拾本

内松木損木壹本

拾坪七合九勺、山林四反六畝拾六歩、原野五反九畝七歩、雑種地五畝拾五歩

氏子 百貳拾四戸

境内神社 八社

下諏訪神社、八坂神社、大山祇神社、雨神社、八幡神社、菅

原神社、愛宕神社、若狭神社

例祭 九月二十七日

奉仕神職兼務社掌 板井 国吉

但シ目通 八尺五寸四リ  
枝下四間三尺

無格社近戸神社境内

一、更正反別 六畝拾四歩

此總數立木 三十八本

内松損木壹本 但シ目通 九尺貳リ  
枝下七間

右之通神社境内於テ前記之立木本月十一日大風ニテ損木相成

申候ニ付村社被仰付度依之縁因面相添奉願尤代金之儀ハ氏子

共投票ヲ以相願金額ハ社入帳江記載致設置経費ニ相充可申候

此段奉願候以上

明治十年十月廿一日

右村氏子總代 北爪 桂雄

戸長 阿久沢平吉

祠官 奈良原清志

領取群馬縣令版

前記之通願出候ニ付実地見分仕候所相違無之とて茂生存之見込無之候間願之伐木被仰付下置度奥印仕奉願候也

区长 小池文七郎

そこで、社有財産を持つとして、官林地の地所、立木等の  
私下げ願いを出して、財産づくりをしている。

旧社地私下げを出願し、私下げ許可となり売買契約を結び、  
明細帳登録になるまでには二年の年月を要している。

○官林地所立木私下願

上野国南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

字杉ノ下

官林旧反別三畝廿四歩

一、改反別三畝廿四歩

此相当代金老内五十貳銭

但シ老反歩ニ付金四円宛

右地上

一、杉式拾三本

此尺ノ三拾本五分五厘

此代金式拾老内三拾八錢五厘 但シ尺ノ宛本ニ付  
金七拾錢宛

一、雜五本

此册九分三厘三毛

第一節 宮城村の神社

此代金老内八拾六錢六厘 但シ老内宛  
金式内宛

同村同大字

同字

官林旧反別老畝六歩

一、改反別老畝拾四歩

此相当代金五拾八錢七厘

右地上

一、杉八本

一、雜老木

同村同大字

同字

官林旧反別六反三畝廿三歩

一、改反別六反六畝貳歩

此相当代金式拾六円四拾貳錢七厘

右地上

一、杉三百三拾三本

一、櫻拾本

一、樺三本

一、雜式百六拾三本

同村同大字

字白山

官林旧反別老反六畝拾老歩

一、改反別卷反七畝廿六步

此相当代金七円拾四錢七厘

右地上

一、杉拾七本

一、松 七拾七本

一、雜 五拾五本

合計金四百三拾八円拾錢七厘

前記ノ官林ハ苗ヶ島神社、火雷社、八坂神社、菅原社及白山神社ノ元境内地ニ候所御雜新儀分製上地官林ト相成タル地所ニ有之而シテ明治十年八坂社、菅原社、白山神社等總テ合祭シテ苗島神社ト号シ則村社ニ有之火雷社は無格社ナレ共合祭不仕旧ノ假氏子ニ於テ苗島神社ト同シテ祭リ來候就テハ本文官林地所立木ハ苗島神社及火雷神社ノ基本財産トシ御私下相成度明治廿四年九月四日森林原野產物特売規程ヲ遵守シ此段奉願候也

群馬県々社赤城神社祠家

兼村社苗島神社及無格社

火雷神社祠家

同県南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

村社苗島神社及無格社火雷神社

氏子總代

明治廿六年二月十日

同

板橋 巖根

前原 久弥

東宮伴一郎

同

豊島敬太郎

同

長岡道三郎

東京大林区署長 志賀泰山殿

前書之通相違無之候也

明治廿六年二月十日

南勢多郡宮城村村長 東宮六郎治

規約書

今般南勢多郡宮城村大字苗ヶ島字杉ノ下官林反別卷畝拾步字白山官林反別卷反七畝廿六步ノ地所立木共御私下相願御下附相成候節ハ社有財産トシテ立木ハ村社苗島神社及無格社火雷神社修繕ノ用ニ充テ地所ハ永久保存シ如何ナル事情アルモ他ニ転売等ハ不致事ニ氏子一同熟議ノ上決定仕候依テ氏子總代人左ニ連署捺印候也

群馬県々社赤城神社祠家兼

村社苗島神社及無格社火雷

神社祠家

同県南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

村社苗島神社及無格社火雷神社

氏子總代

明治廿六年二月十日

板橋 巖根

前原 久弥

前原 久弥

事由書

同	東宮仔一郎
同	豊島敬太郎
同	長岡道三郎

一、苗島神社創立

社云ニ云リ建久元年創立シ後數々改造スト社号ハ白山神社ト稱シ来リシヲ明治十年他社ヲ合祭シテ今ノ名トス

一、火雷神社創立

本社ハ甲越爭乱ノ頃村内兵火ニカカリシ時北条家ノ人祭ルト云フ創立年度詳ナラス

一、山姥

本村産土神社称スルハ旧三ヶ所ニアリテ当社ヲ東ノ鎮守ト号シ中西共同シタ氏子ヲ分ケテ奉祭スル事幾百年然ルニ明治十年合祭シテ苗島神社ト号ス

祭神瓊々杵尊大山祇命伊弉諾尊伊弉冉尊菊理媛命八坂大神菅原大神ノ七神ナリ無格社火雷神社ハ火ノ雷神ヲ祭レリ

一、社格 苗島神社

村社

一、社格 火雷神社

無格社

一、維持方法

村社苗島神社及無格社火雷神社ハ往古ヨリ氏子一同ノ協議費ヲ以テ祭事及宮殿ノ修繕等致米候儀例ヲ以テ今後永久保存維持致候事ニ決定仕今般出願之官林土地立木共御弘下相成候上ハ右両社々有財産トシテ永久保存仕氏子惣代ニ於テ

管理シ他一転売不致候事

一、氏子ノ戸數 百拾五戸

一、社有財産 無之

群馬縣赤城社社祠兼社社苗島神社

及無格社火雷神社祠堂 板橋 巖根

群馬縣南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

村社苗島神社及無格社火雷神社

氏子總代 前原 久弥

明治廿六年二月十日

同 東宮仔一郎

同 豊島敬太郎

同 長岡道三郎

○東京大林区署指令第二六一九号

上野南勢多郡宮城村大字苗ヶ島 苗島神社兼火雷神社祠堂

板橋 巖根 外四名

明治廿六年二月十日南勢多郡宮城村大字苗ヶ島字杉ノ下外一字官林地所立木私下願之趣聞届候條前橋小林林区署ニ出願シ売買契約締結スベシ

明治廿六年十月十九日

東京大林区署長

林務官 志賀 泰山

売買契約書

上野園南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

字杉ノ下第千七拾番地官林

旧反別 三畝廿四歩

一、改反別三畝廿四歩

此代金壹門五拾貳錢

一、杉立木 貳拾三本

一、雜立木 五本

此代金貳拾參門貳拾五錢壹厘

同村同大字

字杉ノ下第千八拾九番地官林

旧反別 壹畝六歩

一、改反別壹畝拾四歩

此代金五拾八錢七厘

一、杉立木 八本

一、雜立木 壹本

此代金五拾四門七拾老錢參厘

同村同大字

字杉ノ下第千百六十壹番地ヨリ第千七百七拾番地マデ官林

旧反別 六反三畝廿三歩

一、改反別六反六畝廿七歩

此代金貳六門七拾錢

一、杉立木三百三拾三本

一、懸立木拾本

一、横立木三本

一、雜立木貳百六三本

此代金貳百五拾五門六拾老錢八厘

同村同大字

字白山 第千六百六十一番地 官林

旧反別 壹反六畝拾老歩

一、改反別壹反七畝廿六歩

此代金七門拾四錢七厘

一、杉立木 拾七本

一、松立木 七拾老本

一、雜立木 五拾五本

此代金六拾八門八拾四錢四厘

合計金四百參拾八門四拾四錢

今般前書之通売買契約締結候ニ就テハ明治廿四年九月農商務省告示第八号官有森林原野及産物特売規程及左記ノ乗項ヲ承諾シ双方署名捺印ノ上各老通ヲ領収ノ置クモノ也

明治廿六年十一月八日

東京大林区南橋小林区署長

売人 宮林主事 福島 哲三

南勢多郡宮城村大字苗ヶ島

苗ヶ島神社兼火雷神社祠家



神社明細帳登録額

南勢多郡宮城村大字苗ヶ島村

字杉ノ下第七百拾番 持主

一、林反別三畝廿四歩

此地備金五拾七錢

此地租金五拾四圓

字杉ノ下第八拾九番

一、林反別老畝拾四歩

此地備金貳拾貳錢

此地租金 一六圓

字杉ノ下第七百七拾番マダ

一、林反別六反六畝廿七歩

此地備金拾円參錢五厘

此地租金貳拾五錢五厘

字白山第六百六拾番  
第六百六拾番

一、林反別老反七畝廿六歩

此地備金貳円拾四錢四厘

右之地所氏子一同協議之上御松下ヲ受ケ苗島神社及火雷神社  
基本財産ニ仕度旨其筋ニ出願候旭明治廿六年十月十九日附  
以テ御願届相成候間今般神社明細帳ニ御登録被成下度願書写  
并指合写相添神官及氏子惣代人連署ヲ以テ此段奉願候也

南勢多郡宮城村大字苗ヶ島村

泉郷社赤城神社祠家受持

明治廿七年十月八日

氏子惣代人

板橋 巖根

前原 久弥

東宮六郎決

長岡道三郎

上野東太郎

南勢多郡宮城村大字苗ヶ島村

村社 苗島神社

無格社 火雷神社

明治二十八年二月廿五日境外所有地字杉ノ下山林參畝廿四号

外五筆明細帳記入之件開届ク

明治廿八年三月一日

群馬県知事 中村 元雄

また、泉社（赤城神社）神饌幣帛料供進指定（明治三十九年）  
を受けたり、村社として神饌幣帛料供進指定（大正四年、苗ヶ  
島神社）を受けた。

村社の基本財産ができ、その管理運営は、氏子総代人が整理  
することになるが、区の役員と協議の上という形となってい  
る。（馬場区規約）

区規約により、村社としての神社の運営がなされている。

○村社稲荷神社基本財産監理法

第六条 基本金及神社財産ハ氏子総代人監理スルモノトスル

但シ区长協議員一同協議ノ上ニ非ザレバ貸与運転スルコト

ヲ得ズ

第八條 各地耕地宅地雨落伐採規約

耕地宅地道路川線等雨落ノ義ハ枝葉ヲ次年ニ一回ツツ期間  
ヲ定メ各自伐採セシ後正副区長協議員檢分スルコト  
但シ伐採洩レノ個所アル時ハ区長ハ人足ヲ以テ伐採シ其ノ  
木竹等ハ大字收入トス

鎮守社境内ハ伐採ゼザルコト

第十七條 鎮守祭典ニ付毎年十月十日以前ヲ於テ總會集會ヲ開

クコト

第二十條 休日規定

農閑休業セル旧來ノ陋習ヲ改革シ左ノ期日ノ外断ジテ休業  
ゼザルコト

一月一日、二日（馬頭観音祭） 三日、七日、十一日、十五

日、十六日、二十日（平日）

二月十一日（紀元節、初午代用） 折年祭八坂神輿渡御

七 江戸時代の神社

江戸時代の神社については、苗ヶ島に、天保六年（西曆一八  
三三）の社地堂地寺院境内書上帳、柏倉に、享保十二年（西曆  
一七二七）の大胡東圃西柏倉村寺社帳、宝永三年（一七〇六）  
の東柏倉村當社御書上帳が残されている。

○東柏倉村當社御書上帳

第一節 宮城村の神社

三月二日經人出替、二十一日春季皇靈祭  
四月三日神武天皇祭 懸節句

五月五日端午節句

七月下旬、適宜養蚕慰勞日半日

八月一日八幡節句、八坂祭典執行神輿渡御、二十七日七夕

祭

九月一日、二日、三日宇蘭盆

十月十二日薬師祭、十九日鎮守例祭

十一月二十日福神祭

御慶事、其ノ他臨時休業ノ必要アル時ハ区長ノ通知ヲ待ッ

テ休業スルコトアルベシ

第二十五條 村社ノ掃除トシテ毎月一回伍長組ヲ以テ順序ニ

一組宛出勤スルコト

（昭和十四年、第六区、区内規約）

一、諏訪上下大明神宮 除地宮地三反五畝歩程

東柏倉村西柏倉村惣鎮守

板宮 四尺五寸 拜段 九尺 前段 五間半 葺葺

神燈 二本 石造有 鳥居 石造有

別当 東昌寺

- 一、愛宕石像 除地宮地一反五畝歩程
- 別当 東昌寺
- 一、十二宮藤宮 除地一反歩程
- 別当 東昌寺
- 一、近戸大明神宮 除地宮地一反五畝歩程
- 板宮三尺五寸 前段四間  
六尺七寸
- 笠雲寺与惣右衛門持
- 一、観音石像 除地二畝歩程 同人持
- 一、天神宮 除地一畝歩程
- 石宮一尺八寸 孫右衛門持
- 一、観音堂八尺四方葺葺 除地堂地一畝歩程
- 八之憑持
- 一、十二宮藤宮 除地宮地一畝十八歩程
- 喜左衛門持
- 一、薬師堂九尺四方葺葺 除地堂地一反五畝歩程
- 次郎兵衛持
- 一、積衝薬宮 除地宮地八畝歩程
- 金右衛門持
- 一、阿弥陀石像 除地五畝歩程 佐次兵衛持
- 一、廟所 除地二畝歩程 □□右衛門持
- 一、廟所 除地二畝歩程 西柏倉村権左衛門持
- 一、廟所 大目石像 除地二畝歩程 八兵衛持
- 一、廟所 年貢地二畝歩程 東昌寺

右之通少茂相違無御座候、於当村寺社堂宮并庵家ニ番人道心者尤除地免地等右之外無御座候、若相違仕候ハハ速判仕テ差上候者とも何方迄も罷出急度申訳可仕候、為後日仍而如件。

宝永三年四月十九日

○大胡東嶺西柏倉村寺社帳

- 一、境内二畝二七歩 年貢地 天台宗東昌寺
- 本寺同国勢多郡新川村善昌寺
- 右之内 薬師堂 七尺四面葺葺
- 弁天宮 三尺四方板宮
- 一、愛宕石宮一尺五寸 宮地二反歩程 除地一尺六寸 東昌寺持
- 一、十二石宮九尺 宮地二反歩程 除地一尺六寸 東昌寺持
- 一、仏石 一反歩程 除地 東昌寺持
- 一、十二板宮一尺八寸 宮地二反歩程 除地三尺四寸 長兵衛持
- 一、弥陀堂七尺四方葺葺 堂地五畝歩程 除地 長兵衛持
- 一、熊野宮三尺八寸 宮地二十歩程 除地 長兵衛持
- 一、地神石像 宮地十五歩程 除地 五左衛門持

一、地藏堂五尺 壹基 堂地十五步程 除地

太郎兵衛持

一、十二宮 板宮一尺五寸 宮地八畝步程 除地

八兵衛持

一、積備 藥宮 宮地十步程 除地

八郎左衛門持

一、觀音堂七尺 壹基 堂地二畝步程 除地

治右衛門持

一、山伏堂七尺 壹基 堂地一畝步程 除地

治右衛門持

一、地神七尺 壹基 宮地一畝十步程 除地

治右衛門持

一、若宮八寸 壹基 右之内

治右衛門持

一、十二宮 板宮一尺三寸 宮地三畝步程 除地

治右衛門持

一、弥陀堂九尺 壹基 堂地十五步程 除地

吉左衛門持

一、不動 石堂一尺五寸 堂地八步程 除地

吉左衛門持

一、十二宮 藥宮 宮地一反二畝步程 除地

吉左衛門持

一、觀音石像廟所 一畝步程 除地 長大夫持

一、〇〇〇〇 板宮 宮地二畝步程 除地

一、十二宮 一尺 板宮 宮地五步程 除地 長大夫持

一、十二宮 九寸 石宮 宮地四畝步程 除地

一、弥陀石像廟所 八畝步程 除地 赤右衛門持

一、伊勢、藥宮 宮地十步程 除地 次郎右衛門持

一、弥陀石像廟所 八畝步程 除地 利右衛門持

右之外寺庵室無御座候、御書上仕候通少も相違無御座候、為

後証仍面如件

享保十二丁壬午霜月廿七日

○上野國勢多郡苗ヶ嶋村

社地堂地寺院境内書上帳

名主 与治兵衛

一、社地八畝步除地 別当 金剛寺

東宮 白山樓現 宮殿三三尺 但板葺

拜殿三三尺 但茅葺

石鳥居有

一、社地三畝步除地 別当 金剛寺

一四七三

七社樓現

宮殿 横一尺二寸  
 拝殿 横一尺二寸  
 石鳥居有

但板葺  
 但茅葺

一、社地七畝步除地

別当 金剛寺

西宮 白山樓現

宮殿 横一尺二寸  
 拝殿 横一尺二寸  
 石鳥居有

但板葺  
 但茅葺

一、社地九畝步除地

雷電 石宮 横一尺三寸

持主 金剛寺

一、社地三畝步除地

稲荷 小社

同 同寺

一、社地四畝步除地

午頭天王 石宮 横一尺

持主 金剛寺

一、社地八畝步除地

天神 石宮 横一尺

同 同寺

一、社地五畝步除地

愛宕 石宮

同 同寺

一、社地三畝步除地

山神 石宮 横八寸

同 同寺

一、堂地四畝步除地

十王堂 横一尺二寸

持主 金剛寺

一、堂地三畝步除地

但茅葺

同 同寺

十一面観音 石堂 横一尺五寸

同 同寺

一、社地二畝步除地  
 大通龍 石宮 横一尺

同 同寺

一、社地二畝步除地  
 東宮八幡 石宮 横八寸

同 同寺

一、堂地一畝步除地  
 業師 石堂 横一尺五寸

持主 新屋敷組中

一、堂地一畝步除地  
 地藏 石堂

同 七右衛門

一、社地一畝步除地  
 道祖神 石塔

持主 金剛寺

一、社地一畝步除地  
 山神 石宮 横一尺五分

同 万福寺

一、社地五畝步除地  
 西宮 八幡石宮 横一尺

同 同寺

一、堂地一畝步除地  
 聖師石像 無堂

同 西組中

一、社地一畝步除地  
 稲荷 石宮 横八寸

同 与重右衛門

一、堂地十五步除地  
 観音石塔 横一尺

同 仁兵衛

一、堂地十步除地

- 業師 石塔
- 一、社地十步除地 同 伝八
- 種荷小社 同 四郎右衛門
- 一、堂地十步除地 如意輪観音石堂 横一尺八寸 同 同人
- 一、堂地二畝步除地 薬師石像 同 弥七
- 一、社地二畝步除地 赤城明神石宮 横八寸 持主 弥七
- 一、堂地一畝步除地 蟹都楼石堂 横一尺八寸 同 園右衛門
- 一、堂地一畝步除地 地藏石堂 横一尺三寸 同 新治郎
- 一、社地三畝步除地 山王石宮 横八寸 同 佐次右衛門
- 一、堂地一畝步除地 観音石堂 横一尺五寸 同 佐治平
- 一、堂地十五步除地 薬師石像 同 善左衛門
- 一、堂地一畝步除地 馬頭観音石堂 横一尺二寸 同 助左衛門
- 一、堂地一畝步除地 同 同

第一節 宮城村の神社

- 十一面観音石堂 横一尺二寸 持主 西組中
- 一、堂地一畝步除地 薬師石堂 横一尺二寸 持主 万福寺
- 一、境内一反一畝五步除地 山城国醍醐報忍院末 真言宗 金剛寺
- 一、御年貢地 屋敷 三畝十五步 境内 上畑一畝十八步 当村金剛寺門徒  
 下畑五畝十六步 反別合 一反十四步 真言宗 万福寺無住
- 一、御年貢地 屋敷二畝步 但永取  
 悪地下々畑一畝十五步 反別合三畝拾五步
- 右者此度御調ニ付社地堂地寺院除地 書面之通相違無御座候 以上  
 天保三二年二月
- 当山百姓山伏 滝沢院
- (前原順氏文書)
- 東西に分割されていた相合は、行政的には別であったが、鎮守は一つの鎮守神社であった。神事については、年番で両村が交互に勤め、同一の氏子として祭祀に参加していた。社段等の修理も両村申合せ寄附で行なっている。祭事等の扱いは東昌寺が別当として当っている。神仏習合で

寺が神社を管理していた。十二宮は山神、近戸大明神は赤城神社、若宮は八幡、御願懸は御願懸で松並木入口の二之宮赤城神社の神幸式の時の御旅所である。伊勢は伊勢神宮（神明宮）である。

別当、東昌寺、東昌寺持の神社は、明治初年の神社書上帳では村持となっている、村の神社として祀ることにしたのである。それと個人持の神社がある。個人の場合には一族（いっけ）の氏神の場合も考えられる。

## 第二節 宮城村の寺院と教会

### 一 現在の寺院と教会

昭和十八年の「寺院教会名簿（宮城村役場）」によると、次の通りである。

#### 寺院教会名簿

所在地	寺院教会名	担当氏名
宮城村大字柏倉 一、四二八	東昌寺 天台宗	住職
宮城村大字苗ヶ 鳥一、一四七	金剛寺 真言宗	瀬下 勘栄

苗ヶ鳥神社も、別当、金剛寺、金剛寺持、万福寺持という表記から、寺院の管理、修験の管理にあり、神仏習合の姿かくみとれる。

祭神名も、白山権現、午頭天王（八坂神社）など仏号をつけられている。

たくさんのお神々がまつられているが、柏倉に十二宮（山神）の多いのは、生活との関係から生まれ来た神の姿としてとらえることができる。

宮城村大字鼻ヶ 石甲一四八	赤城寺 真言宗	大滝 紹賢
宮城村大字苗ヶ 鳥四二、〇三八	神道修派赤城大 通龍	所有者 関口三津五郎
宮城村大字鼻ヶ 石一四三ノ一	御嶽教寛英教会	北爪 守雄
宮城村大字大前 田七五	御嶽教大前講	代表者 後藤 応二
宮城村大字苗ヶ 鳥三八九	御嶽教高雄会	鶴岡 治郎吉

宮城村大字柏倉 一、二七二	御嶽教武尊教會 所々屬宮城會	大崎久実太郎
宮城村大字苗ヶ 島六一八	神道修成派群馬 滝沢布教所	前原 兼松
宮城村大字大前 田六四八	御嶽教寛英元講	中村 茂一郎
宮城村大字鼻毛 宮六七二ノ一	御嶽教鼻毛石御 嶽講	北爪 八弥
宮城村大字苗ヶ 島四八	御嶽教御嶽講	阿久沢長重郎
宮城村大字馬場 四六	神道修成派群馬 宮城布教所	井上 正作
宮城村大字苗ヶ 島二、〇三七	日蓮宗三宝堂	佐藤 忠重

東風寺(天台宗)

本尊 薬師如来

山緒 当寺ハ諏訪山薬王寺ト号シ由緒不詳ナレトモ伝教大帥ノ  
開基ト伝ウ享保年間住職元榮法師中興開山以來今日ニ至レル  
モノナリ。

本堂 木造瓦葺平家建 五五坪

庫裡 木造トタン葺平家建 三四坪

金剛寺(真言宗)

本尊 十一面観世音

本寺 長谷寺 奈良県磯城郡初瀬町大字初瀬七三二  
山緒 当寺ハ承安年間赤城山大通龍ニ創建、山号ヲ巖松山、院

号ヲ歡喜院ト称セリ、京都府醍醐寺派ニ屬シ慶長元和ノ際、  
円義上人此ノ地ニ建立後宝曆年間焼火シタルニヨリ第七世智  
海阿闍梨再建ス現存ノ堂宇ハ当時ノモノナリ明治ニ至リ奈良  
県長谷寺末寺トナリ現在ニ至ル大正十一年広瀬管長親ト臨場  
ノ下ニ大伝法院流灌頂ヲ修行ス使客大前田榮五郎、偉人東宮  
大佐ノ菩提寺タリ最近満州國于治阿部大臣ノ来訪アリタリ。

本堂 木造瓦葺平家建 一〇〇坪

庫裡 木造茅葺平家建 六九坪

住宅 木造トタン葺二階建 二五坪

倉庫 木造トタン葺二階建 二〇坪

鐘樓堂 木造瓦葺平家建 九坪

通用門 木造瓦葺平家建 二坪

飛地境内仏堂

薬師堂 石造平家建 本尊薬師如来 苗ヶ島

木造 本尊薬師如来 苗ヶ島

観音堂 石造平家建 本尊馬頭観音 馬場

赤城寺(真言宗)

本尊 大日如来

本寺 長谷寺 奈良県磯城郡初瀬町大字初瀬七三二

山緒 元赤城山宿ノ平ニ在リ石上寺ト称シタリ元和八年円清上  
人ノ開基音羽護国寺ノ末寺タリシモ宗制ノ改正ニヨリ總本山

長谷寺ノ末寺トナル。

本尊ガ明細帳ト相違アルハ明治三十一年一月六日火災ノタメ

大日如來ヲ新タニ勧請シ再興セシニヨル。

本堂 木造葺瓦平家建 三〇、二二坪

庫裡 木造葺瓦平家建 三七、三八坪

倉庫 木造葺瓦二階建 一四、五〇坪

物置 木造葺瓦平家建 六、〇〇坪

便所 一、九八坪

飛地境内仏堂

薬師堂 木造葺瓦平家建 薬師如來 大前田

神道修成派群馬赤城大通電教會(神道修成派)

神号 天之御中主神 伊邪那岐神 高泉産靈神

天照大神神 神泉産靈神 天神地祇八百万神

山楯 当教會ハ本派大教正村山惣作御修業ニ来リ宣布ヲ受ケシ

由来ニシテ現教會教信徒相計リ昭和十二年十月教會所設立ヲ

計兩シ同年十二月本派管長ノ承認ヲ得同年十二月二十五日文

部省令第三十二号神仏道教會規則及群馬県令第五十六号神仏

道教會規則施行細則ニ依リ教會設立願申請、昭和十三年七月

四日群馬県知事ノ許可ヲ得神道修成派群馬第八十一教務支局

設立宗教団体実施ニ伴フ新教規ニ則リ神道修成派群馬赤城大

通電教會ト改称ス

神殿 木造葺瓦平家建 六、五〇坪

教會所 木造瓦葺平家建 七、七五坪

御嶽敷寛美教會

神号 御嶽大神

由緒 昭和十五年三月二十七日群馬県指令社兵第十六号ヲ以テ  
教會設立許可

教會 木造瓦葺平家建 五坪

住宅 木造葺瓦平家建 四坪

御嶽敷大前講

高雄會

武尊教會所屬宮城會

寛英元講

俣毛石御嶽講

御嶽講

神号 御嶽大神

組織 宗教団体法第三十六条ノ宗教結社

教義 御嶽敷ノ教義ヲ奉ズ

組織 代表者及所屬教師及信徒ヲ以テ組織ス代表者主管シ所屬

教師及信徒ヨリ毎月一名金五錢以上五十錢以内ノ会費ヲ以テ

維持経営ニ充テ

神道修成派群馬宮城布教所

神道修成派群馬滝布教所

神号 神道修成派主祭神 大穴半連神 少名彦那神

石長毘売神

組織 宗教団体法第三十六条ノ宗教結社

教義 神道修成派ノ教義ヲ奉ズ

組織 講社長、同副長一名所屬教師及世話掛若干名ヲ置キ布

教ニ従事ス

財政 教信徒ノ献金ヲ以テ充フ

日蓮宗三寶堂

称号 十界所具大曼荼羅本尊

日蓮大菩薩像（一塔兩尊、日蓮大菩薩、三宝トモ云フ）

帝釈天

## 二 寺院 誌

宮城村には現在、東昌寺（柏倉）、赤城寺（鼻毛石）、金剛寺（苗ヶ島）の三寺がある。

三寺とも創建年代ははっきりしないが、古寺取調帳（明治二八年）、寺院教会名簿（昭和一八年）等の記録によれば次のようである。

東昌寺は、寛永年中（西暦一六二四〜一六四四）と記録している（古寺取調帳）ものと、遠く伝教大師（最澄のこと、日本に初めて天台宗を中国から持ってきた人―西暦八〇五―）の開基というから九世紀のはじめの頃（寺院教会名簿）という伝承も持っている。

しかし、寺の名称の諏訪山薬王院と称していたということ考えると、柏倉の鎮守の諏訪神社との関係が考えられてくる。

諏訪神社は明応二年（西暦一四九三）に長野県の諏訪神社から勧請したと伝えられている。

組織 宗教団体法第三十六条ノ宗教結社

教義 日蓮宗ノ教義ヲ奉ズ

組織 代表者及信徒ヲ以テ組織ス、代表者一名、信徒総代三名

以上信徒ヨリ選定

財政 信徒ハ毎月最低拾銭以上ヲ納メ維持費トシ代表者信徒總

代管理ス

また、三夜沢神社の所蔵文書の中の、永禄九年（西暦一五六六）の北条高広書状

「赤城山三夜沢大明神為御出社之上、依在立願之旨、柏倉郷内深沢修理亮掾、式貫文、松村左衛門四郎抱近戸免貳貫五百匁、同諏訪免一貫文、阿久沢原三郎抱参貫文、大崎次郎左衛門掬七百文、都合九貫貳百文之所、永代令寄進者也。毎月可被抽祈念事肝要候。仍状如件。」

の中に出てくる、深沢、松村、阿久沢、大崎の各氏は、柏倉の豪族と考えられる。

この中の大崎一族の菩提寺が、東昌寺である。東昌寺の名は正保年中（西暦一六四四〜一六四八）に改められたと伝えられている。

なお、本堂西脇にある巖灰岩の薬師仏は、鎌倉期と推定されている古仏である。

赤城寺は、元和八年（西暦一六二二）円清上人の開基と伝えられている。（寺院教会名簿）

伝承の中に赤城山宿ノ平（苗ヶ島宿ノ平、忠治温泉附近）にあつて石上寺と称したといわれているが、今忠治温泉の庭先に多宝石塔（赤城塔）がある。貞治五年（西暦一三六六）の銘を保持している。

赤城寺は鼻毛石の豪族北爪氏との関係が深い。北爪氏は三夜沢赤城神社文書に北爪長秀寄進状というのがある。

返々陣すまひに

まてりし申候

ふんてひにっ

此度女瀧本

いてかくのことし

意にいたし申候に

ついて、見よさわ

大明神きしんと

いたし、はなけ

いしに、竹之内に

百文、いけのしりに

百文、りうこあんに

百文、合面三百文

之所、あいたひ

きしんいたし

申候、三ヶ所之や

しきよりとらせ

られ候へく候

以上

北爪出羽守

五月六日 長秀

かんぬしきの守段

北爪出羽守長秀が女瀧を領有できたので、その報酬として、土地を寄進したものである。長秀は北爪家の祖と考えられている。（上毛史学、群馬県古文書集成、尾崎喜左衛門）

この北爪家は次の将監（鼻毛石）、大蔵（前橋市下増田町）、甚内（新田郡世良田村平塚）、新八部（埼玉県大里郡三尻村）の兄弟があり、長兄が鼻毛石に住み、その弟たちは、それぞれの地に分家して、豪族として活躍している。鼻毛石の北爪家に北条氏邦（小田原北条氏の氏政の弟、埼玉県大里郡鉢形城主）の感状で将監宛で出された文書がある。

将監が新里村の山上城攻めに参戦して功を立てたので与えられたものである。

この文書は、天正八年（西暦一五八〇）と推定されている。

今赤城寺に将監供養塔（享保十一年、西暦一七二六）とよばれる将監の追善供養塔が建っている。北爪家の菩提寺である。

金剛寺は、承安年間（西暦一一七一～一一七五）赤城山大通龍に創建、次いで寺山とよばれる地へ下り、慶長・元和（西暦

一五九六（一六二四）の頃円義上人により現在地に建立されたと伝えられている。

しかし、この「承安年間」説は、今、同寺に伝わる懸仏（青銅製、直径四寸七分。表面に弥陀、不動、大日の種子を簡単に針書してあるもの）の銘による。

「願主 武嘉兒王」

弘安二年三月廿一日

称名寺善阿弥斎」

弘安を承安と読んでいる（上毛金石文年表）が最近では弘安二年（西暦一二七九）と読まれている（勢多郡誌）。

また、同寺境内に、燈籠型六地藏石塔（安山岩製、火袋に六地藏の浮彫がある）の銘に、

「奉建立六通能化爲逆修宝道□也」

永正三年 丙寅 三月十八日敬白」

永正三年（西暦一五〇六）のものである。貞和三年（西暦一三四七）の板碑もある。

墓碑の残る円義上人は元和九年（西暦一六二二）の没である。

宮城の三寺院とも、江戸時代までは、それぞれの大字の鎮守の別当寺であった。

神社を支配し、村人たちの信仰生活の中心的存在であったのが寺であった。しかし、明治初年の神仏分離の政策によって、神社と離れて今日の姿の寺院として歩みだした。

三夜沢の赤城神社には、神光寺（西宮）、龍赤寺（東宮）の二

つの神宮寺があったが、明治二年二月庵寺になった（年代記）。しかし、赤城神社では、別当としての寺の活躍はなく、その存在ははっきりしていない。

#### ○東昌寺

一、所在地名 宮城村大字柏倉字段皆戸

一、名称 天台宗 東昌寺

諏訪山 薬王院 東昌寺

遊賀県比叡山延暦寺末

一、本尊 薬師如来 一体

脇立 厄除観音 一体

不動 一体

一、由緒 寛永年中創建ニシテ寺号ヲ正町寺ト言フ、後正保

年中東昌寺トナル。

#### 一、建物

本堂 間口七間奥行五間三尺 此建坪三八坪 葺茸

庫裡 間口八間奥行五間三尺 此建坪四四坪

薬師堂 間口九尺奥行九尺 此建坪二坪二合五勺

鐘堂 間口九尺奥行九尺 同

物置 間口四間奥行二間 此建坪八坪

厨 間口二間奥行九尺 此建坪三坪

右ハ檀徒一同ニテ建造セシモノナリ

一、境内地 七百六十坪 境内ハ平地ナリ

一、永続資本財産 無之

一、宝物

鳴鉢 檀徒一同ヨリ寄附、年度不詳

物質ハ唐金、製作人ハ不詳

打喰 六本木善左衛門永貞ヨリ弘化二年十一月寄附。

物質ハ唐金、製作人ハ不詳

十三仏 一軸、檀徒一同ヨリ年度不詳。

四度行用 一通 檀徒一同、年度不詳。

法華経 一部 檀徒一同ヨリ、年度不詳。

木魚 檀徒一同ヨリ、年度不詳。

袈裟 檀徒一同ヨリ、明治十三年寄附。

鐘 中興開山元栄法師発起ニテ檀徒ヨリ享保八年十一月寄附。

物質ハ唐金製、作人佐野天明金座町藤原伊予。

一、境外所有地

田舎反別 七反五畝一六歩

畑舎反別 二反八畝二九歩

宅地反別 二反五畝一〇歩

山林舎反別 七反五畝歩

竹林反別 一反二畝二〇歩

一、住職 深沢明亮(明治一二、二八年)

大滝賢良(昭和四年)

昭和一八年には無住

一、惣代人 ○前原芳雄、阿久沢平治、大崎長吉、大崎惣太

部(明治二八年)

○大崎与惣治、阿久沢一作、前原敏寿、大崎佐

四部(昭和四年)

一、檀徒人員 三五六人

一、補註

○大胡東願西柏倉村寺社帳(享保十二年—西曆一七二七—)

によれば、本寺は勢多郡新里村新川の善昌寺である。

○由緒については、伝教大師の開基の伝承を持っている。

元栄法師(享保年間の人) 中興開山として、今日に至っている。

○古寺取調(明治二六年)。寺院明細帳(明治一二年)。勢

多郡誌。

○赤城寺

一、所在地 宮城村大字鼻毛石字鼻石

一、名称 八幡山 薬師院 赤城寺

新義真言宗豊山派

真言宗新義派 石城寺(明治一二年)

武藏国豊島郡醍醐護国寺末

(東京都音羽の護国寺)

一、本尊 大日如来(金剛界)

薬師如来(火災のため現在なし)

佛像 兩大師、十一面観音

一、由緒 元赤城山宿の平に在り石上寺と称する。元和八年



八幡山赤城寺

円清上人の開基。東京吉羽の護国寺の末寺であったが、宗制の改制により、総本山、長谷寺（奈良県磯城郡初瀬町大字初瀬）の末寺となる。  
中興開山榮秀上人。明治三十一年一月火災のため本尊薬師仏焼く。

明治三十一年七月、本堂、庫裡再建、大日如来を新たに勧請する。

一、建物 本堂 間口一間三尺奥行六間三尺 三〇坪

庫裡 三七坪

一、境内地 五〇六坪

一、境内堂宇 なし

一、飛地境内仏堂 薬師堂 大前田

一、宝物

大般若経六〇巻、法流、大日経大乘妙典、十王曼多羅西像十二幅。

一、境外所有地

耕地反別 四反三畝一二歩

林反別 一町五反二畝六歩

一、住職 昼間 奉職（明治二年）

大滝 賢良（昭和四年）

大滝 紹賢（昭和八年）

中沢 良賢（現在、二十世）

一、惣代人 北爪 清六（明治二年）

北爪亀次郎、町田源次郎、北爪久七郎、北爪紋太郎（昭和四年）

一、檀信徒 一一五戸（現在）

檀徒人員 三六一人（明治二年）

○寺院明細帳（明治一二年）、勢多郡寺院要覧（昭和四〇年）

## ○金剛寺

一、所在地 宮城村大字前ヶ島字杉ノ下

一、名称 霊松山 歓善院 金剛寺

新義真言宗豊山派

奈良長谷寺末

一、本尊 十一面観世音 木製坐像ニシテ身丈ケ三尺二寸。

脇立 弘法大師、興行大師各一休、木像坐像ニシテ身丈

ケ各一尺五寸。

一、由緒 創立年度詳カナラズトイエドモ、元和九年（西暦

一六二二）十一月廿九日遷化セシ当院住職円義上人ノ墓碑

アルヲ見レバ其ノ以前タルヤ明カナリ。後宝暦七年（西暦

一七五七）九月廿五日火災ニ罹リ同十年再建セリ。（古寺

取調書）

当寺ハ承安年間（西暦一一七一〜一一七五）赤城山大通龍

ニ創建山号ヲ殿松山、院号ヲ歓善院ト称セリ。

京都府醍醐寺派ニ属シ、慶長、元和ノ際、円義上人此ノ地

ニ建立、後宝暦年間焼失、第七世智海阿闍梨再建スル。現

存ノ堂宇ハ當時ノモノナリ。明治ニ至リ奈良長谷寺ノ末

寺トナリ、現在ニ至ル。

大正十一年広瀬管長親下臨場ノ下ニ大伝法院流灌頂ヲ修行

ス。

侠客大前田栄五郎、偉人（武人）東宮大佐ノ菩提寺タリ。

最近満州国于治安部大臣ノ来訪アリタリ。（寺院教会名簿）

承安以前、赤城山大通龍の地に創建す。京都、醍醐寺派報  
恩院末。

火災の難にあう度に山から南下、四回目元和九年円義上人

の代に現在地に移り開山す。上人曾て施無畏尊像を刻むに

大通龍足跡の古松を伐りて之に充つ、しかるに、その根に

靈芝を生じ、形尊像に似たり、よりにて本尊の胎中に藏す靈

松山の号これにより起る。

本堂の格天井の絵は前橋藩御抱え輪勝森東溪西伯の染筆で

すばらしい。

明治二十九年、豊山派長谷寺に属す。

一、建物

一、建物

本堂 間口一〇間三尺奥行八間三尺 此建坪八九坪

明和九年（西暦一七七二）建立

茶間 間口八間奥行六間 此建坪四八坪 明和九年建立

庫裡 間口一〇間三尺奥行六間 此建坪七五坪

薪家 間口四間奥行八坪 此建坪八坪 明和九年

別家 間口三間奥行二間三尺 此建坪七坪 明和九年

表門 桁口八尺奥行五尺 此建坪一坪余

元禄元年（西暦一六八八）酒井雅楽頭檢地、御宿の際

酒井公の建築。

通用門 桁口八尺奥行五尺 此建坪一坪余 宝暦十年

一、境内地 一、二二三坪 官地ニシテ平地



金剛寺本堂

一、永続資本財産

- |      |           |          |
|------|-----------|----------|
| 田    | 二町六反九畝一八步 | 此價格一五〇〇円 |
| 畑    | 二町五畝二〇步   | 四〇〇円     |
| 郡村宅地 | 二反七畝廿九步   | 六五円      |
| 山林   | 二町五反二畝二步  | 此價格 一〇〇円 |
| 原野   | 二反八畝一九步   | 此價格 三円   |
| 物反別  | 七町八反三畝二八步 |          |
| 惣價格  | 二〇六八円     |          |
- 此收入一カ年金二九五円一一錢三厘  
但シ本金ヲ以テ本院一切ノ公費寺院修繕費及其他ノ諸費

第二節 宮城村の寺院と教会

ニ充ツ而シテ之レカ管理ハ檀徒總代人ノ担任スル処ナリ。  
一、宝物

- 御法流 明暦元年（西暦一六五五）頂戴
- 過去帳 三冊、秘密道具 一通
- 靈紫観世音（雲夢）天然立像 一体  
身丈ケ四寸三分
- 釈迦如来誕生仏 一体
- 立像金仏ニシテ身丈ケ五寸
- 大日如来（板佛）貞和三年（西暦一三四七）
- 高サ一尺五寸、弘化三年（西暦一八四六）土中ヨリ掘  
出シ、今ハ宝物
- 護摩道具 一通
- キリグシ香炉黄銅製 一個
- 江戸大門通伊勢屋調之助作
- 文化十三年（西暦一八一六）当村東宮佐次右衛門寄附
- 唐銅四足具 五個
- 安永七年（西暦一七七八）当村上野文右衛門寄附
- 唐銅燈籠 一對
- 天明七年（西暦一七八七）当村上野文右衛門寄附
- 大般若経 六〇〇巻
- 安永八年、檀徒五〇〇名ヨリ寄附
- 半鐘 一個 重量二五貫
- 宝暦十三年（西暦一七六三）当村前原市部兵衛寄附

一四八五

黄銅花籠 一二個

積蓮三尊 三幅

大般若十六善神 一幅

享和元年(西暦一八〇二)十二世住職寛林寄附

十二天尊 一二幅

享和元年、住職寛林、求む

十六羅漢 一六幅

八祖大師 八幅

安永三年、九世住職知海求む

狩野探淵画 一幅

安永元年、野州佐野ノ地頭ヨリ下サル

錦七条袈裟 一

五条袈裟 一

法服 一

水晶珠数 一

磬 唐銅製 一個(懸仏のことである)

徑五寸円形ナリ明治十年本院持地大通電神社境内ヨリ

掘出セリ裏面ニ承安二年(弘安二年)(西暦一二七九)

### 三 江戸時代の寺院堂宇

江戸時代の寺院、堂宇のようす、信仰のようすは、資料が少  
なく、わからない部分が多い。

の読みちがい) 正月、願主歩州児玉称名寺云々トアリ

一、境外所有地

田 二町六反九畝一八步

畑 二町五畝二〇步

宅地 二反二畝二九步

山林 二町五反二畝二步

原野 二反八畝一九步

惣反別 七町八反三畝二八步

一、住職 松山 寛運(明治二八年)

瀬下 有弘(昭和 四年)

々 勸榮(昭和一八年)

志田 賢尚(昭和四〇年)

一、惣代人 上野東太郎

東宮六郎治(明治二八年)

石橋鍋重郎、松村福太郎、井上正作、石橋久吉

北爪源三郎(昭和 四年)

一、檀信徒 三八〇戸(昭和四〇年)

○古寺取調書(明治二八年)勢多郡寺院要覧(昭和四〇年)

東昌寺、赤城寺、金剛寺ともに火災にあたり、無住となっ  
て荒れてしまつて、寺の記録が乏しいためである。

今、残されているものについては、前述した。

ここでは、柏倉と苗ヶ島の二つの大字に残された資料で、仏教関係の信仰の一端をまとめてみた。

柏倉に残っている資料は次の三点である。

東柏倉村堂社御書上帳、宝永三年（西暦一七〇九）

大胡東領西柏倉村社帳、享保十二年（西暦一七二七）

上野国勢多郡西柏倉村御高沢書上帳、天保三年（西暦一八三二）

二）

苗ヶ島のは

上野国勢多郡苗ヶ嶋村社地堂地寺院境内書上帳、天保三年

（西暦一八三二）である。

資料を一つの表にまとめて、柏倉と苗ヶ島の寺院、堂字のようす、信仰の一端を考えてみたい。

○柏倉

寺院名	建物	堂地	持主	備考
観音堂	八尺四方葺葺	一畝歩	八之亟	除地
薬師堂	九尺四方葺葺	一反五畝歩	次郎兵衛	除地
東昌寺	業師堂 七尺四面葺葺 弁天堂 三尺四方板宮	二畝二七歩 年貢地		天台宗 本寺 勢多郡新川村 善昌寺
弥陀堂	七尺四方葺葺	五畝歩	長兵衛	除地
地藏堂	五尺四方葺葺	一五歩	太郎兵衛	除地

観音堂	七尺四方葺葺	二畝歩	治右衛門	除地
弥陀堂	九尺葺葺	一五歩	吉左衛門	除地
観音石像		一畝歩	長太夫	除地、廟所
弥陀石像		八畝歩	弥右衛門	除地、廟所
同右		八畝歩	利右衛門	除地、廟所
仏石		一反歩	東昌寺	除地
不動	一尺一寸石堂	八歩	吉左衛門	除地
観音石像		二畝歩	与惣右衛門	除地
阿弥陀石像		五畝歩	佐次兵衛	除地
大日石像		二畝歩	八兵衛	除地、廟所
		二畝歩	〇〇右衛門	除地、廟所
		二畝歩	堀左衛門	除地、廟所
		二畝歩	東昌寺	年貢地、廟所

帳簿の末尾に「右之外寺庵室無御座候」と書かれている。

廟所は墓地、墓所の意である。廟はタマヤ、オタマヤの意で祖先の像、または位牌を安置する段堂の意を持っていることばである。

「観音石像、廟所」という表記は、一家の墓地に小さい堂をたて、観音を祀っていたのであろう。柏倉の六本木一家の墓地に今もその姿が残っている。

○苗ヶ島

十王堂	堅二間寛肆	四畝歩	金剛寺	除地
十一面観音	一尺五寸方石堂	三畝歩	同	除地
薬師堂	一尺五寸方石堂	一畝歩	新屋敷組中	除地
地藏	石堂	一畝歩	七右衛門	除地
薬師石像	無堂	一畝歩	西組中	除地
観音石塔	堅横一尺	一五歩	仁兵衛	除地
薬師石塔	石堂堅横一尺八寸	一〇歩	伝八	除地
如意輪観音	寸	一〇歩	四郎右衛門	除地
薬師石像		二畝歩	弥七	除地
蟹稻楼石堂	堅横一尺八寸	一畝歩	園右衛門	除地
地藏石堂	一尺三寸方	一畝歩	新治郎	除地
観音石堂	一尺五寸方	一畝歩	佐治平	除地
薬師石像		一五歩	善左衛門	除地
馬頭観音	一尺二寸方石堂	一畝歩	助右衛門	除地
十一面観音	一尺二寸方石堂	一畝歩	西組中	除地
薬師	一尺二寸方石堂	一畝歩	万福寺	除地

四 鼻毛石の爪引不動さま

弘法大師の伝説をもつこの不動さまは、「弘法大師爪引不動尊」とよばれて近隣の信仰を集めていた。

弘法大師の名は全国至る所に伝えられているが、鼻毛石の不

金剛寺	一反一畝	除地
万福寺	五歩	山城国醍醐
	一反一四	維恩院末
		年貢地
		金剛寺門徒

苗ヶ島では、新屋敷組中の薬師、西組中の薬師、十一面観音のように、組単位での信仰が残されている。

堂宇の建てたと考えられるのは、金剛寺、万福寺、十王堂、薬師堂と少なかった。

これらの寺堂、石塔、石碑類は、明治十年、寺院境内地への移転整理の指示を受けた。苗ヶ島では、庚申塔、馬頭観音、観音供養塔類合せて九一体が「路傍ヨリ五月十五日金剛寺境内移転」させられている。

この時「据置仕度」を願ひ出たものは、金剛寺、十王堂、薬師堂の三所であった。

「人民至テ信仰ノ寺堂ニ有之候間、据置仕度村民一同奉懇願候」と願ひ出ている。

この維持については、村民、檀家が責任を持ち修繕し、ていさい悪いようなことのないよう努めると差出していた。

不動さまの場合は昭和二年の「弘法大師爪引不動尊奉額名簿」の趣意書の文面にまとめられている。

大師が赤城の神（豊城入彦大神）を参拝に見えたとき、村民



爪引不動

弘法大師の教えを求めて集まった、ときに大師、川中の大石に不動明王の姿を彫り後世までの利益を祈ってくれた。これが、鼻毛石の不動さまであるという。

この不動は赤城寺の西で、県道南にはいる小道があるが、その道を下がった所に小さな滝を持つ池があり、その中に直径二

米ほどの石があり、その石の水面近くに、不動の像が浅く彫られていた。

この信仰は次のような資料でみる事ができる。

弘法大師爪引不動尊奉額名簿

群馬県勢多郡宮城村字鼻毛石

発起人一同

仰々当字鼻毛石不動尊へ弘法大師御白筆の尊像なり人皇五十二代敏達天皇御宇弘仁十一甲子年今を去る事一千百十年前大師衆生清度の為めに遠く東北國中を巡錫せられし時上野之國赤城山南麓に於て豊城入彦大神鎮座しますを参拝祈念し給い御還途の砌り此村落に至り給う土民は斯かる尊き御僧の行脚せられしを見て競うて法益を求めき大師つらつらこの地を見たまうに一の断崖に自然の大石あるを見給いすなはち後生利益を祈誓して不動明王の尊容を画き給へり、土民大に喜び祈念の誠を致すに感応忽ちに顯る、後之を弘法大師爪引不動明王と号し奉る、其の尊容を拝するに右の御手に利剣を執りて三毒惑障を断ち左の御手に羂索を持ちて難調の者を繋縛し給うことを以て古来養蚕を業とする者は必ず左り袖の繩を借受して悪風の防止を行ない靈験誠にあらたにして遠く今に及びべり、小納等相計り聊か利民濟世の一端に資せんがため護摩修行の功德を以て諸願成就養蚕倍盛を祈らんとす希くは奮って御参拝あらんことを

昭和二年二月吉日

発起人

北爪久七郎

北爪栄太郎

北爪亀次郎

町田源次郎

北爪清三郎

北爪定次郎

この趣意書をつけた帳面が赤城南麓の村々にまわされた。欠番があるが回収されてきた帳面の残部を見ると南麓一帯にまわっていたことがわかる。

○第二号 鼻毛石 二十七人 六円三十銭

○第三号 雑簿

大前田 二人 三夜沢 一人 苗ヶ島 一人

新里村十五人 八円五十銭

○第十二号 西大室一号 十四名 七円二十銭

荒砥村西大室廻道部の名が記されている。

○第十五号 赤堀一号 二十四名 八円五十銭

香林中原、伊勢崎本町、笠懸村西鹿田などの人々に加わっている。

○第十八号 粕川村月田 十二人 五円四十銭

○第十九号 赤堀村

この帳面には柔道道の強者の名がそろっていた。

一、金一円也

気楽流免許 柔道初段 佐波郡赤城村大字香林中原 高柳 吉郎

一、金五十銭

一、金五十銭也

一、金五十銭也

一、金一円也

気楽流目代 柔道一級

気楽流目録 柔道一級

気楽流目録 柔道一級

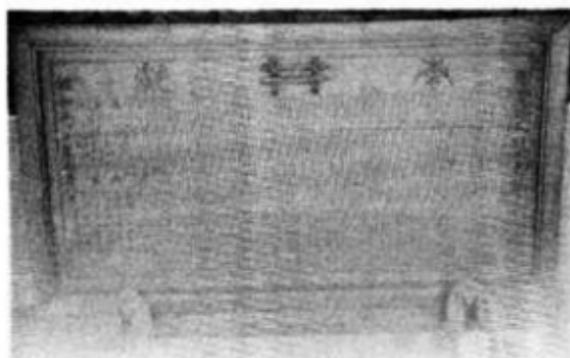
気楽流免許 柔道三段

新田郡笠懸村大字西鹿田 豊

赤堀村大字香林 高柳 寅司

同村 高柳 政弘

佐波郡伊勢崎町本四 根岸 本二



額納奉道柔道剣

一、金一円五十銭 御道金渡免許 也佐波郡赤城村大字香林

一、金一円也 御道金渡目代 三段 萩原 新作

一、金一円也 御道金渡目録 初段 同郡同村同字 高橋 金作

一、金五十銭 御道二段 同郡同村同字 石井 修二

○第二十一号 苗ヶ島 二十一人 十円六十銭

○第二十二号 二十四人

○第二十四号 柏川西 十六人 九円八十銭

○第二十五号 柏川(田面) 二人 二円

○第二十六号 新里村 十四人 八円

○第二十七号 前橋他 十七人 鶴谷、小林、山上の人々の名がある。

○第二十八号 桂堂村(前橋市) 二十人 六円八十銭

下沖、幸塚、上泉(十六人) 堤(二人)

○第三十一号 荒砥村二之宮 八円四十銭

荒砥村大字二之宮 御道倶楽部 二十人

〃 〃 泉沢 青義会御道部 八人

○第三十二号 九円四十銭 飯土井 十六人 波志波 十一人 上陽村 七人

下川淵村 七人

佐波郡上陽村

佐波明進館主 三段 須田滝次郎

第二節 宮城村の寺院と教会

不動尊奉額寄附帳送付の村々 昭和2年4月



○第三十三号 大胡三号 十人 六円六十銭

○第三十四号 河原浜 二十七人 十円六十銭

以上三十四号(三十四冊、欠番があるが)数えられる。

この帳面にのっている村々は東の方から、笠懸村、新里村、

柏川村、南へまわって、赤堀村、荒砥村、伊勢崎市、西の方

は、大胡町、桂堂村、下川淵村、上陽村と赤城南麓一帯の町村

に及んでいる。

その結果は次のようである。

惣収入 金二百四十六円四十銭

御道部ノ収入惣額 百六十三円十銭

柔道部ノ収入惣額 八十三円三十銭

(不動尊奉額寄附者名簿、昭和二年四月)

四月八日には、奉額武道大会が開かれた。

「弘法大備爪引不動尊奉額武道大会

組合一覽表

昭和二年四月八日」

からいくつか抜いてみると

廻道組合簿

1 (宮城) 田嶋嘉市郎  
北爪 茂守

25 (宮城) 田嶋清一郎  
荒砥 山田 文雄

106 (宮城) 上野丑之助  
荒砥 井上喜久治

134 (宮城) 阿久沢俊夫  
赤堀 高橋 金作

など、百三十五組の出場があった。

模範試合 十二組

5 (宮城) 阿久沢俊夫  
稲川 中島松太郎

大日本剣道形

打太刀 藤口 広勝

仕太刀 大竹 佐文

居合 小沼 新作

取手 北爪 柳次

取手 梶沢 賢雄

廻道部審判部員 二十人

といった内容が書かれている。

四月八日は廻道、柔道の大会が盛大に開催されたようである。

「大正十五年四月八日 義太夫執行人花帳

不動尊祭典関係」

をみると、義太夫の一行がよばれ、老若一層に楽しいひとときを過している。

入花帳をめくると、

一、金五十銭 太夫へ 北爪清作

計金一円五十銭 太夫分

計金七円七十銭 連中分

惣計金 九円六十銭

などが書かれている。この時の賽銭四十六銭は、現在で考えると単位以下のものではあるが、当時ではにぎやった縁日の一つだったようである。

また、養蚕農家の大敵、鼠退治に靈験があるということからの信仰を説明するものとしては、次の資料がある。

「昭和五年四月八日

不動尊商品評会等級名簿

字鼻毛石 不動世話人」

一号 北爪弥三郎

百四十四号 茂木 登利

百四十四人という多勢の農家からの応募者が集まっている。

結果は

一等 十人

二等 二十人

三等 三十人



であった。

また、この前後の資料であろうが、晩秋盂の品評会では、参加者百三十四人、番外四人、という人数であった。

優等 二点 三等 四十点

一等 八点 四等 六十五点

二等 十五点 合計 一三〇点

という結果になっている。応募者は四カ町村にわたっている。

### 第三節 その他の信仰

#### 1 観音信仰

法華経普門品（観音経）に集約されて述べられている観世音菩薩の信仰である。

#### 第三節 その他の信仰

村名	人数
石倉	39人
毛ヶ前	18
鼻柏	16
苗大馬	8
田場	1
屋浜町	19
大原	7
足大	4
胡	2
沢屋	1
室新	1
木	1
江	1
明	13

不動尊の祭典には、このようにいろいろなもおしものがない。近隣から多くの人々の参詣があったようである。御札も次のようなものが出されていた。

弘法 爪引不動護摩

群馬県勢多郡  
五穀豊熟 家内安全 御祈禱  
養蚕倍盛  
宮城村大字鼻毛石安置

観世音菩薩は諸菩薩中もっとも多くの人々に親しまれている救世護身の仏である。

三十三の化身を有し、信仰者のため、いろいろな場に出現し救ってくれるということで広く尊敬を集めている。

特に近世になると、子育て観音、子安観音、身代り観音などと民間信仰として発展した。

宮城村にも、幾つかの観音信仰のようすが伝えられている。

<p>柏倉</p> <p>○観音堂 八尺四方竪 一畝歩除地</p> <p>○観音堂 七尺四方竪 二畝歩除地</p> <p>○観音石像 一畝歩</p> <p>○観音石像 二畝歩</p>	<p>宝永三年「東柏倉堂社 御書上帳」</p> <p>享保十二年「大胡東嶺 西柏倉村寺社帳」</p> <p>廟所</p> <p>廟所（松村家）</p>
<p>苗ヶ島</p> <p>○如意輪観音 一尺八寸 石堂</p> <p>○観音石堂 一尺五寸</p> <p>○馬頭観音 一尺二寸方 石堂</p> <p>○十一面観音 一尺二寸方 石堂</p>	<p>天保三年「社地堂地寺 院境内書上帳」</p>

表は、江戸時代の寺社書上帳の中から、観音と名のつくもの

をあげたものである。

堂字を持つもの、石像のもの、祠型の石堂のものと、その祀られ方はさまざまである。

まつりは、昔のものの再現はできないが、一家単位のもの地域単位のものがあったようである。

柏倉の大崎一族の観音様

柏倉の大崎一族の墓地の中にまつられている。祭日は盆の終った翌日（盆から）に行なわれた。主催するのは子どもたちである。年長の子が中心となり、当日、おとなの手伝いを得て、燈籠を作り、それを観音の前に飾った。家々からは、ふかしまんじゅうやぼたもちが供物として届けられた。子どもたちは観音さまのおすそわけをもらう。

「嘉永六癸丑歳」

大崎治右衛門

同 五左衛門

同 藤治郎

同 弥左衛門

同 佐右衛門

嘉永六年は西暦一八五三年、今からおおよそ、百二十年前である。

六本木一族の観音様

柏倉字大脇にある六本木一族の墓にある。

祭日は、九月九日で、祭は子どもたちが主体である。祭の前日に集まって燈籠を作り、それを観音様の前に飾り立てる。当日は、大鼓を交替でたいて終日楽しむ。家々では、ぼたもちを作り観音様に供えるとともに、子どもたちにもごちそうした。

## 2 薬師信仰

薬師瑠璃光如来というのが本来の名である。東方浄瑠璃国の教主で、十二の誓いを立て、人間、天上有漏（たくさんの欲や迷いのために、悟りきれない人々）の苦を救うという仏であ



山街道薬師

る。このことから、薬師は諸病を治す仏として信仰されてきた。

残っている薬師が特に目の病気に対して靈験があったというのは、最近まで農村に多かったトラコーマなどの流行性の眼病の多かったことを考えると、祈願する人々も多かったのである。「苦しいときのかみだのみ」という語がある。医学、科学の進歩した今日でも、神社、仏閣に祈願する人は多い。科学や文化の発達しなかった時代では現代人以上に、神仏に加護、平癒を祈願した。

## 薬師

字名	薬師の名称	祭日等
小苗ヶ島 林	山街道薬師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○杉ノ下の十王堂を移転</li> <li>○石仏</li> <li>○旧八月十二日祭典</li> <li>○氏子戸数 九七軒</li> <li>○世話人会 八人</li> <li>○金剛寺の住職の説経</li> <li>○御神燈を当番が出て作る。お供餅をつきそれを毎戸に配ってまわる。お供え代二十円／三十円</li> <li>○薬師祭典映画会なども行なっている（昭和四五年九月一二日）</li> <li>○目の薬師として目の治療を願う絵馬などが残る</li> </ul>

大前田 世良田	活目薬師 ○活目薬師	苗ヶ島 合島	○西組中のもの ○天保三年 〔社地、堂地寺院境内書上帳〕 ○薬師石像、無堂 ○堂地一畝歩除地	苗ヶ島 新屋敷	○新屋敷組中のもの 〔天保三年 社地、堂地寺院境内書上帳〕 ○一尺五寸方の石堂 ○堂地一畝歩だけ除地
	○薬師石像 ○一尺二寺方 ○薬師石像 ○薬師石像 ○薬師石塔 一尺四方	○天保三年「社地堂地寺院境内地書上帳」による		○上州苗ヶ島村中組 念仏講中(木鉢)	
	○疑灰岩製古仏 ○安山岩製 延宝三年(一六七五) ○ 享保八年(一七三三) ○眼病に靈驗ありと伝う ○祭日 四月十七日				

馬場	○目薬師如來 ○天保六年(一八三五)	柏倉	○薬師堂 九尺四方書上 一尺五畝除地 ○天保三年「東柏倉堂社御書上帳」 享保十二年「大胡東領西柏倉村寺社帳」
----	-----------------------	----	--

3 地藏信仰

大慈悲を持って衆生(世の中の子すべての生きもの、人類)の苦しみを抜いてくれる菩薩として信仰されている仏さまが地藏である。

特に死者が冥途におもむいて地獄の閻魔大王の裁きをうけ、ひどい苦しみにあうことから救ってくれるという信仰は早くから人々に伝わっている。このように劣弱者を救済すると信じられた地藏は難渡する子どもを特に護り救うとされ、子安地藏、子育地藏の信仰が広まった。また冥途と現世との境界に立つて守ってくれる地藏は、境の神の性格も考えられ、村境にまつられていた。容貌も親しみ易いこの仏さまは人々の願いが多くあつまり、種々の性格がつくられた。延命地藏、日限地藏、身代地藏など人々の願望を背負された地藏の名である。

大前田	地藏石像	○宝曆九年(西曆一七五九)念仏供養のため
鼻ヶ石	地藏石像	○宝曆九年

4 いろいろな講や信仰

苗ヶ島	地藏石堂 一畝除地 地藏石堂 一畝除地	○天保三年「社地堂地寺院境内書上帳」 ○七右衛門 ○一尺三寸四角、新治郎持
柏倉	地藏堂 一五歩除地	○宝永三年「東柏倉村堂社御書上帳」 享保十二年「大胡東嶺西柏倉村社帳」 ○五尺四方堂葺 ○太郎兵衛持

大 字	講の種類	そ の 他
大前田 世良田	二十三夜尊	天保二年(西暦一八三一)
馬場 稲荷神社	二十三夜塔	文政三庚辰年(西暦一八二〇) 願主 吉沢治部兵衛
柏 倉	二十二夜供養塔	東昌寺境内 寛政十一己未年(西暦一七九九)
苗ヶ島	二十二夜塔	金剛寺境内 安永四歳(西暦一七七五) 当村中
三夜沢	天神講	○子どもたちが習字を、三夜沢赤城神社の本段の後の天神の祠に立てている ○祭日 一月二十四日

苗ヶ島 杉ノ下	秋葉講	○火防の神、義蚕の神、盗難除けの神として信仰 ○旧八月二十三日祭日 ○おそなえ餅代を毎戸から集め神札を配る ○ご神燈をたてる ○当番 年番制 ○石堂 秋葉山 当寺九世知海代 惣郷中造之 維時明和七年歳次庚寅文 夏五月吉辰(西暦一七七〇)
柏 倉	道祖神	○天明五年(西暦一七八五) 笠石あり 講中
苗ヶ島 金剛寺	道祖神 道祖神社	○寛政五丑年(西暦一七九三) 抱き合っている ○明治十一年苗ヶ島神社境内末社
馬場 稲荷神社	道祖神	○宝暦六丙子歳(西暦一七五六)
大前田	庚 申 庚 申	○文政四年(西暦一八二一) ○西原祖、川東祖 ○明和八年(西暦一八〇〇) 願主 当村中村氏
青面金剛	青面金剛	○宝暦六丙子歳(西暦一七五六) 当村中

馬場	庚申	○信州高遠鎮荒町石工十右衛門 ○天明三年(西曆一七八三) ○文政十二年(西曆一八二九) ○天保元年(西曆一八三〇) 数多く集まっている
鼻ヶ石	抱瘡神 抱瘡神三社 ○石宮 ○明治十一年園ヶ島神社境内末社	○明和九年(西曆一八〇一) 願主 北爪 佐吉 滝沢太兵衛

二十三夜塔、天神講、秋葉講、道祖神、庚申などは、石祠、石堂類として、あるいは石像として、石碑として残されている信仰である。

このほか、市之関にみられる、蓋影山講、大数珠や鐘などが残されている念仏講(天道念仏)、石尊講、三峯講などがあつた。

二十二夜塔、二十三夜塔は、特定の月令の夜に講員が寄り合つて飲食を共にし、月の出を待つ信仰である。これは、本来は忌の日として終夜眠らず深く慎しむ日としての信仰から生まれたものである。二十二夜、二十三夜以外の日もあるが、二十三夜が特にさかんであつた。二十三夜の夜、参加する人々の集団を二十三夜講とよび、正月、五月、九月、十一月とか、正月、六月、十一月というように組み合わせはそれぞれ講により異なるが、いずれの月も、二十三夜の夜に行なわれた。女人のみの講として、女人講と書き残されている場合もある。女人の信仰が多かつた。

庚申は、十干十二支の組み合わせでできる六十種のうちの庚申の日(六十日)、あるいは六十日ごとにくぐつてくる庚申の時)に、特殊な禁忌を要求する信仰、庚申待、庚申講とよばれる信仰にもとづいて建てられたものである。この夜は講員が当番の家に集まり、庚申の掛軸などを飾り、飲食をし語り明かす。それには、庚申の夜、三尸の虫がねているからだから抜け出し天に昇り、天帝に罪過を告げられ、それにより生命が奪われる。

(中国の道教と信じられた)この夜の男女同衾を禁じたり、婚姻を禁じたりするもの、この日に結ばれてできた子は盗人の性格がある、などの理由から徹夜して語り明かすという信仰となっている。

庚申供養塔は、単に庚申の二字を刻んだもの(数では一番多い)、申の字か猿の刻まれたもの、六本の腕を持つ青面金剛の像を刻むもの、青面金剛の字を刻むものなどさまざまである。これらの庚申供養塔は村の辻などにたてられた。人々はそこを庚申塚、庚申坂などとよび、今、地名として残されている。天神講は菅原道真を神として祀る信仰である。道真が人格、学識が高かつたことから学問の神として信仰された。子どもを中心とした信仰として村全体に残っている。

二月二十四日(一月二十四日)当番の家に米や金を持ちより

五日飯などを作り、菓子を買ひ食して楽しむ、半紙半切ぐらの紙に「奉納天満天宮」などと書き、しの竹につけて、天神の石祠の前へ納めた。

秋葉講は、苗ヶ島の石祠に見られるように火防の神であったが、さらに養蚕、盗難よけなどの神としても信仰されている。苗ヶ島の場合には地域の神となつてしまつたが、講組織で祭る場合もある。

石尊講は夏季雨水を求めて行なわれる。三峯講は、埼玉県の秩父の三峯山の信仰である。

道祖神の文字碑と、男女二神の並び立つ像のある道祖神は、外から村を襲ってくる疫神悪霊などを、村境の辻や橋のたもとにたつて防いでくれる神である。また、旅の神として道路神の性格も持っている。

男女二神、抱き合つたり、酒くみ交している姿からは性神としての性格、信仰もくみとれる。

伝染病のなかで恐れられたもの一つにはうそう(天然痘)があつた。死亡率五〇%以上、病が癒えてもあばた、じゃんかとなつて一生残る恐ろしい病気であつた。ほうそう除けの守り札、三本辻に出す赤い布をつけたほうそう欄などは、村から厄病神を追放するための手段であつた。

石宮のほうそう神は、より積極的に神をしずめまつたのだらうか、ほうそう神は鎮守の末社の中に、いくつかみられた。人々に親しまれ、人々の生活に密着していた、小祠の神仏、

### 第三節 その他の信仰

路傍の神々に、神社や寺院の境内へ統合、移転せよの通達が国から出された。この通達により、そこに祀られていた由緒も、人々の生活との歴史も無視されて、境内の片隅に集められた数は多い。苗ヶ島と柏倉の例が残されているが、他の大字でも同じようなことが行なわれたようである。

#### (1) 第八大区一小区 勢多郡苗ヶ島村

##### 一、庚申塔七十体

##### 一、観音 十五

右者五月十五日第八大区一小区勢多郡苗ヶ島村真言宗金剛寺

境内へ移転

右之段御届仕候也

明治十年六月

右村

戸長 前原甚太郎

右寺

住職 松山 寛運

#### (2) 第八大区一小区 勢多郡苗ヶ島村

##### 一、庚申塔 六拾五鉢

石会より 三十体

杉ノ下より 三十体

小林より 五体

一、庚申石像 三鉢 西川より

一、馬頭観音 九鉢 杉ノ下より

一、同石像 三鉢 田中より

- 一、正観世音 七鉢 杉ノ下より
  - 一、同石像 二鉢 小林より
  - 一、供養塔 二鉢 杉ノ下より
- 合面 九拾老鉢

右者路傍ヨリ五月十五日金剛寺境内へ移転仕候

明治十年八月 右村 戸長 前原甚太郎  
金剛寺寄留 松山 寛運

田取郡馬場令

(3) 仏像仏石移転御届書

第八大区一小区勢多郡柏倉村

- 一、不動尊 一像 字西房建立
  - 一、薬師 一像 字丸山建立
  - 一、庚申 三十基 字丸山建立
  - 一、二十二夜塔 一基 字勢多橋建立
- 右者五月十五日当村天台宗東昌寺境内へ移転右之段御届ケ仕候也

明治十年八月

5 下田中の稲荷

稲荷に対する信仰は多い。家々の屋敷神として北西の一角に祀られている稲荷は家々の守護神としての信仰である。

馬場の稲荷神社は村社、村の鎮守としての信仰である。田の神、農業神としての信仰である。また、今は境内末社になって



下田中の稲荷

しまったが、馬場以外の大字の神社にも稲荷の名は見えてくる。稲荷は人々に親しまれ、広く信仰されている神の一つである。

苗ヶ島の下田中の稲荷は、信仰の記録を幾つか断片的ではあるが今に残している。社地は草むらにうずもれてしまったが、

小さい社を持っている。小さな森の奥に、大きな立派な石宮があり、慶長十七壬子十一月日、苗ヶ島郷、星野太郎左衛門と建立年月日と、建立者の名が刻まれている。慶長十七年は西暦一六一二年である。星野氏は、苗ヶ島村の草分け七家中の一軒である。鳥居も、石鳥居の立派なものがあるが、これには施主長岡与平次と刻まれている。石鳥居の建立はいつかは不明である。

石宮の前には破損がひどいが木造の拝殿も建っている。大正十五年三月、正一位稲荷宮台建築寄附金芳名簿というのがあり、二百三十一円七銭集めている。此頃の建築と考えられる。

この、下田中の稲荷には、勧請の記録が残っている。稲荷神社の前の長岡家にある。

上州勢多郡園ヶ島村

長岡与八郎殿

城州紀伊郡稲荷本宮神主

毛利豊後守

正一位稲荷大明神安鎮之事

右於当社雖為奥秘其主之志願

有年半、今後頗依懇望奉勸遷

大明神於上州勢多郡苗ヶ島村

長岡家之鎮守祠者也

神應到口宜哉除其祠前水也奉

安鎮也祭礼無怠於尊信有其地

第三節 その他の信仰

繁榮饒万福可有守護者也

天明二歳

初秋吉辰

城州紀伊郡  
稲荷本宮神主正四位下

豊後守 秦 公 林

城州は山城国のこと現在の京都府である。正一位稲荷大明神は、京都の伏見にある稲荷神社である。

長岡家の鎮守の神として、伏見稲荷を勧請し分社として祀ることを許した書状である。長岡家の鎮守として、祭礼等怠り無く行えば、長岡家も、苗ヶ島村も繁栄し、田畑は豊かに実り、幸福な生活ができると誓願を説いている。

時は天明二年（西暦一七八二）初秋（七月）のことである。

石宮の年号と勧請の年号とのずれ、星野氏と、長岡氏とのちがいがあつた。いきさつははっきりしないが、古くからの信仰の地に後に、伏見稲荷を勧請し合併したのではないかと考えられる。

この稲荷は、長岡家が祭りの中心となつてゐるが、一家の神から、組単位の地域の人々の信仰を得て、今日まで続いている。

「明治二十八年二月初午旦信者中 稲荷祭典入要扣帳」

によれば

「太夫弘 一円五十銭

神楽 二円

## 三夜沢 五十銭

というような支払いが出ていた。太夫は義太夫かなにかの芸人、三夜沢は神主をさす。余興に芸人を招き、神楽をあげにぎやかな祭りであった。祭の執行は、三夜沢赤城神社から神主が呼ばれてきて行なつた。これらの費用は

「明治二十八年二月初午旦信者中寄附受納相帳」

を見ると、信者からの寄附金を主としたのであるが、雑収入の部に

商人上り 四十一銭

札 十三銭

承銭 二十八銭

私物(祭典諸道具)

メ 一円十五銭四厘

とある。商人上りは、祭の日露天商が店を出したのである。札は、稲荷神社の神符を長岡家で製作し、信者に分けていた。そのお札の売上げである。承銭は、おさい銭である。

露天の店が並び、演芸の出し物、神主が演じられ、二月の初午の一日、楽しい祭り風景が想像できる。

大正十五年三月、下田中

正一位稲荷宮台建築寄附金芳名簿

は、揮段を改築したときの帳面である。二百三十一円七銭も集まっている。そして、四月四日、祭典をしている。

祭典費用 九円八十五銭

神主へ 一円五十銭

人形除奉費

買金 二十六円

太夫 二円

この時は、人形浄瑠璃の一座を招いた特別興行をしているが、揮段改築を祝つての祭りだったのであろう。

「昭和六年二月初午 当世話人一同

正一位稲荷神社取支私帳

二円五十銭 神主(これは支払い)

サイ銭 五円二十銭

お札料 二十五円二十二銭五厘

世話人負担金 八円八十銭 二十二円

前年度貸付金元利共

こく屋 十一円二十銭

馬 吹 二十一円

現金貸付金私

前原雪之助 二十一円也

長岡 菊次 五円

吉沢康次郎

前原 貞三

松村松二郎

七十八銭 長岡市二郎氏預入り

この帳簿から、世話人の数がかかること、祭典費用の現金は

地元の商人に貸付けていること、翌年、元利共に返済されている。長岡市二郎氏は、稲荷が勧請した長岡家の当主。

昭和七年三月初午

氏子名簿 稲荷神社

一組 七人 六組 一人

二組 一人 七組 一人

三組 一人 八組 一人

四組 一人 九組 一人

五組 一人

大世話人 八人

祭典費トシテ氏子ヨリ毎年金十銭宛ブツ徴収スルコトニ改

ム

御 伺 書 昭和七年度

三月ヨリ四月風病氣ハヤリ四月二十七、八日天候悪ルシ。

五月非常ニ暖氣来ル初旬天候二、三日悪シ、七、八日曇天、

霜害見ユル、二十三、四日天候悪シ。

六月天候快晴スル

七月天候吉、水不足ニテ困ル。

八月天候アマリ宜クナシ変動来ル。

九月雨アリ初旬悪ル夕辰巳風アリ丑寅ニ廻レバ吉、雷気ニシ

テ嵐アリ九月ヨリ。

十月ハ雨アリ米ハ初旬高年ラ下ル。

十一月差支ナシ降アレトモ青天吉。

春蚕 九分

桑 七分

初秋蚕 天氣悪キ為七分

晚秋蚕 八分

春米價ハ安シ 九月何品高シ

当年ハ鰯刃ヲ渡ル様ナ年ヲ有ル注意スベシ

七年の記録でわかることは、苗ヶ島の広い地域からの信者が集まっており、世話人―大世話人と係の組織的なものも作られている。祭典費も年額が決められ、神社の財政的なものも一応形式的には整えられているのである。

また、祭典当日、神意を問ひ、天候、病氣、農業用水、米價、蚕、桑、生糸の値などの、予想を占ひ、御伺書として参拝者、信者に配布している。

明治十年前後、苗ヶ島の神社が合併移転させられ、苗ヶ島神社と雷電神社の二つだけとなっている。稲荷神社もこのとき、合併されたわけであるが、神社権置願に見られるように人々の信仰、至って深くという事実が、形式移転後も、人々の稲荷に對する信仰として残り、石祠を中心に、今も信仰が生きているのである。

国の行政力で、神社統制、信仰統制的な動き、力があつたことは事実であるが、人々の心に生きる信仰まで統制はしきれなかつたことを物語るものである。

### 八井上浦造「思い出」より

一五〇四

其後何年であったか馬場の八坂神社は鎮守の宮に合併された。八坂神社に大きな杉が四五本、榎の木が一本株が一本あって、随分古い森であり遠方よりも見えたのであったが、合併の時に伐って仕舞ふた。今は石の宮だけが残って趾は島になつて居る。其前が広い道で「かけ」があった、今いう競馬である、お

賑かなもので、味噌つけ饅頭や、寿司や、果物見せや瓶具屋、のぞきといった様なものが沢山露店を出して人を呼んだ、今も覚えて居るが鬼の頭と手と何れも太い毛がまばらに生えて居て、こつこつに乾燥して居るのを大人一銭小供は半額だなど、評判して居るので見に入ったものだ。親戚のものは子供をつれて泊りに来る、沢山の泊り客があるので、母などは大にこぼしたものだ。

祭り時には神官が祝詞を上げる、神馬というを出す、若駒のたてがみに幣束を結び付け一人の青年は、口元に手綱を採り、六七人は各綱を握り、襦袢一枚に、足袋履足、手拭を折りて鉢巻とし、お宮の前の鳥居をくぐらせて参拝し、それより村内を一巡するあとより小供がついて行く、わーいという声を出す、戻つて来ると、御神輿が渡御する其先導が、赤き衣に一本歯の高足駄、鶏の形をした頭巾様のものを冠ぶり、純白の鬚髯をつけたる、朱塗の天狗の面を、うしろにぶらさげる、というのは、そのお面の眼が小さいので、冠ると歩行が困難であるからである。天狗様になる人は、どういふ人であったかよく知らないが、余の覚えて居るのは長身の袴かけ屋の三平さんという人であった。此祇園の祭は随分

此頃、素人芝居があった、余の知つて居るは二度であった。一度は苗ヶ島で、まだ小学校に出て居たが、それでも下等だけでも卒業して居たのか、何でも十五六才の少年と少女に懸命に稽古をさせ、少女は太閤記十段目の光秀などをやって、竹槍を振廻はした事を覚えて居る。其時に突然大胡の警察から巡査が来て無鑑札興行というので引張って行き、芝居がつぶれてしまったのであった。其一度は馬場にあった、此時は中年のもので今でもはつきりと記憶して居るのは宗任、貞任、藤の局、義経、弥陀六、八幡太郎、横造、何れも面白かった。こんな芝居も農村の娯楽としてどれだけ興味を以てやりもし観ましたのであったか、其後芝居は禁ぜられ余の見たのが最後であった。(慶応三年生、大間々高校初代校長)

あとがき

世の中が安定し、人々が落ち着いてきた気持をとりもどしたとき、人は、自分たちの過去をふりかえり、長い歴史に一区切りをつけることによって、未来への道標を見出し出す。

戦後二十年近くを経て、わが国も一つの安定期を迎えた昭和三十九年十二月、宮城村においても村の歴史に一句読点をつけるべく村誌編纂の気運が高まった。

第一回編集会議を開いてからようやく発刊の日を迎えた今日まで、思えば八年の歳月を経てしまった。牛歩の如き編集経過であったが、ここまでこぎつけることができたのも、ひとえに村当局や編集委員の方々の厚い御理解と御協力があつたればこそであり、編集にたずさわった者の一人として、感謝にたえない次第である。

この本が、これからの村の人々の生活の中で、何らかの形で生かされれば幸いである。

編集経過

○昭和三十九年十二月十四日、村誌編纂についての打合せ会議（於宮城村役場）

○昭和四十年一月三十日、第一回村誌編集委員会（於宮城村役場）

○昭和四十年六月二十六日、第一回執筆者会議（於宮城村役場）

あとがき

場

○昭和四十年七月十七日、第二回編集委員会

以後適時会議がもたれる一方、執筆者は、編集委員及び区長の協力の下に、資料収集のため各大字の区有文書、個人所有の文書等の調査を実施した。

昭和四十一年、宮城村誌研究篇、第一集「宮城村の古墳」

（尾崎喜左雄、松本浩一共著）発行

昭和四十二年三月、宮城村誌研究篇、第二集「赤城山の入会」（丸山知良著）発行

昭和四十四年三月、宮城村誌研究篇、第三集「片並木遺跡」

（井上唯雄著）発行

○宮城村誌編集委員（昭和四十年一月）

村長	阿久沢俊夫	三夜沢	奈良原安夫
議長	中村定寿	苗ヶ島	真隔田幸四郎
教育委員長	都丸力男	馬場	前原 曠
教育長	田島清一郎	井上多加	東宮満寿次
助役	上野丑之助	田村定吉	井上多加
鼻毛石	北爪福二	大前田	田村定吉
柏倉	宮田善雄	下田勇一郎	尾崎喜左雄
市之関	大崎公平	尾崎喜左雄	尾崎喜左雄
	石原弥作	丸山知良	丸山知良
	阿久沢重悦	松本浩一	松本浩一
	阿久沢良太郎	井上唯雄	井上唯雄

事務局長  
(総務課長)

小池 光明 書 記 横山 喜代

◎執筆委員並びに執筆分担

氏名	執筆分担	勤務先
尾崎 喜左雄	監修、赤城神社をめぐる村、中世	群馬大学名誉教授
青木 幹雄	地質	群馬県教育委員会義務教育課指導主事
井上 唯雄	古代、地租改正、教育と文化	文化財保護課文化財保護主事
井上 定幸	土に生きる	高校教育課指導主事
石川 恵蔵	選挙	勢多郡宮城村立宮城小学校教諭
内田 重喜	土に生きる(農業その他)	群馬県教育委員会事務局総務課教育テレビ係長
笠原 宜章	健康のために	勢多郡粕川村立粕川中学校教諭
熊谷 清	財政	前橋市立下川瀬小学校
須藤 新蔵	近世、土に生きる(養蚕)、災害・警備	前橋市立北小学校
長谷川 清	戦時のくらし	前橋市立数島小学校
福田 浩	動植物	高崎市国立コロニー職員
堀口 英三	村の名字、神社・寺院	群馬県教育委員会西部教育事務所指導主事
丸山 知良	村の概観、文学、その他	群馬県議会図書室長
松本 浩一	人口、気象、村の政治、土に生きる(農業団体他)交通通信	群馬県教育委員会文化財保護課文化財保護主事
茂木 允規	土地と生活	勢多郡大胡町立滝窪小学校教諭
山口 秀夫	文学(大前田栄五郎)	群馬県国民健康保健団体連合会係長
上野 丑之助		編集委員会委員長

なお、右の編集委員中、大崎公平氏、井上多加氏、東宮満寿次氏、小池光明氏が本誌誌の発刊を見ず他界された。謹んでその御冥福をお祈りする次第である。

## 跋

宮城村誌の長い編さん期間に積み上げられた原稿は多い。執筆の委員が尾崎先生を中心にして調査を進めたので資料も多い。そこで最終的な編集を引き請けざるを得ない状況になつて実はその多い内容と分量に苦慮することになった。

原稿を短縮する作業はつらい。それで一日伸ばしに伸ばした末に編集委員長上野さんの断で全部入れましようということになる場合が多い。それでも私のところで眼をつむつて原稿のままに保存することにした資料もかなりの量になる。修史の原点ともいえる村誌で各分野をもれなく収録することは困難である。あれもこれも入れたいと思う。ましてそこに住み、あるいは勤めていたものにとつてはなお更である。長い交際を願っている方々を思うとき、あれもこれもと思う。落ちていくことについての愛着もある。それでもこんな大部の図書になつてしまった。

上野編集委員長をはじめとする宮城村の各位のご好意に謝すばかりである。編さん経過については「あとがき（松本浩一）」に記された通りである。執筆者は前記のほか山崎一（中世城隍跡）、篠木弘明（湯の沢紀行）両氏に一部執筆を依頼した。

村の歴史は現在の宮城村になつてからでも八十年の足跡がある。その前に現大字が村だったときのグループ活動があ

る。宮城村は東西二つの連合があつたことが今の村の中でも生きてくるともある。消えてしまった内容が意外なところに生きてくるといふのは良い意味では伝統という。私の調査した一つに江戸時代の山林利用があり、研究編の一冊に入れていただいた。入会地とよばれた土地であるが、その中央部に御園地として手を付けない土地が決定されたのは明和七年のことである。現在の保安林であり、用水涵養地である。戦時中の乱開発はそうしたことを無視したので昭和二十二年の大水害になり田園は荒れ流死人が出た。われわれの先祖のすぐれた知恵をしのんだのである。

宮城村がよりよい発展をすることはすべての人のねがいであり、そのことに努力しているのが現在の姿である。そうした時に先祖からの伝統を生かしてより広い、より高い視野から判断したいと思うのである。そこに未来への歴史を形成する現代がある。

印刷にあたり朝日印刷工業株式会社の社員各位にお世話になった。思いがけなく長期間の印刷校正に助力を受けたことが多い。社長石川薫氏、同社の山本三郎氏、永田秀次郎氏を始めとする方々にあつく謝意を表する。

（丸山知良）

## 宮 城 村 誌

---

昭和四十八年八月二十日 印刷  
昭和四十八年九月一日 発行

編集者 宮城村誌編集委員会

委員長 上野 丑之助

発行者 宮 城 村 役 場

村長 田村 定吉

印刷所 朝日印刷工業株式会社  
社 長 石川 薫

発行 宮 城 村 役 場

群馬県勢多郡宮城村  
大字森毛石一四二六―三番地